

平成26年（2014年）12月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成26年12月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年12月18日（木）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

（遅刻議員）

8 番	入江康仁	11番	奥村武生
-----	------	-----	------

（早退議員）

11番	奥村武生
-----	------

不 応 招 議 員

12番	東 篤布
-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原俊也

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9番 家崎仁行 10番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、8番 入江康仁君と11番 奥村武生君から所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

東清剛議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 家崎 仁行君

10番 玉津 充君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は4人であります。

運営につきましては、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたしております。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、2番 原隆伸君の発言を許可いたします。

2番 原隆伸君。

2番 原隆伸議員

2番 原隆伸でございます。通告のとおり議長の許可を得まして、12月議会一般質問に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は新人でもあり、一部、海山住民ということも、そういう観点からも加えて、一般質問をさせていただきたいと思っております。

そして、質問の方法は、7点にわたって質問したいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、第1点ですけれども、区からの要望書提出時期と要望事項の迅速な実現を図るということで、要望書の提出時期を3回ぐらいにしたらいんじゃないかと、なぜ3回かと言いますと、春夏秋冬の災害発生時期は、大体、年のうち3回ぐらいじゃないかと、だから最低限3回ぐらいにすれば、年間の災害対応は何とかいけるんじゃないかと、そういう立場から考えております。それについて、町長の所見をお伺いいたします。

1点につきましてはですね、要望書提出時期について、法令的もしくは慣例で、要望書提出時期を制限するものが、あるのか、ないかということで、今、伺った中では、制限するものはないというふうに伺っておりますので、とりあえず。

東清剛議長

ちょっとよろしいですか。どのようにして質問されるか、答弁をその都度、1項目ずついただきたいということ。

2番 原隆伸議員

7回にわたってとりあえずやりたい。それで、その7点の中で、何点かにわたって、その中で質問したいと思っております。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

それでは、原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

区の要望提出時期なんですけど、今の現時点ではですね、提出回数とか期限の制限というものは設けておりません、はい。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

町長に再質問させていただきます。

制限がないということでございますので、何回でもいいということなんでしょうか。それとも私の地区では、年1回しか駄目だという考え方のもとで、ずっと何年もやってきましたもんですから、もし何回も可能、もしくは年3回ぐらいに大々的に通達すると、要するに区の体制をそういうふうにしたいと、そういうふうな心づもりがあれば、それをお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、新年度予算にかかる要望ということで、12月末ぐらいにということをお願いしているんで、おそらく区のほうでは、そのところを年1回というようなご理解なのかなと思います。災害なんかありましたらですね、特に随時、我々も災害調査をするんですけど、それらに対してはですね、随時、受付けて災害で、直せるものはすぐ直さなきゃいけないんで、そういう手続きをさせていただきますけど、基本的には回数は都度危険と感じたものについてはですね、また、それで年次的なものは、やはりその予算がかかりますんで、12月末ぐらいにお願いできればというお願いの仕方をしていると思います。

東清剛議長

挙手してください。原君。

2番 原隆伸議員

そういう方式であればですね、地元の要望ができるだけ実現の頻度が高くなると思えますんで、そしてまた、議員の御用聞き的なですね、そういう動きもある程度少なくなるんじゃないかなと、そういう意味で、その要望書提出時期及び要望書に対する対応をですね、対応窓口の充実をより一層図っていただきたい、そのように思っております。

それで、このシステムですね、構築するという観点から見ると、現場を見たりですね、議員が町や国の要望に同行すると、そういうようなことも必要かと思えます。そして、そのことによって、要望の実現を早く済ませるということが必要になるろうかと思うんですけども、ここで重要なのは個人ですね、人気とりなんかは、人気とりや利益に走ると、議員の本職を逸脱する恐れがありますんで、議員はより一層倫理観を持つ必要があるんじゃないかと、そのように考えて1項を終えさせていただきます。

第2項についてですけども、災害被害の予防工事対策について、2点について、ご質問させていただきます。

1番は、河川の草木の除去について、県からの補助金による除去の強化としまして、どうしても川なんか、草が生えてますんで、要望してもなかなかやってくれないというところから考えてみますと、何とかせないかんという観点から考えていきますとですね、ボランティアの人を利用して、そのボランティアの人に、ちょっとでも経費が負担できるような、そういうような方法を考えていただきたい。河川や堤防の草刈りをやることで、補助金を充実させて、有志でやれば現状の改善が早くなり、水の流れを良くして災害の減少に努められる、そのように考えます。

また、2点は、河川の堆積土砂による流路の阻害の是正対策について、よく川を見ますと、川の水は真ん中を通らずに、カーブの内側を通っている現状をよく見ます。これらの状態が続きますと、どうしても堤防に負荷がかかって災害の原因になる可能性がある。そういう観点から考えますと、水は高いところから低いところへ流れますので、ユンボで真ん中に水路をつくってやれば、水の力によって水路がある程度できていくんじゃないか。これについては、河川管理者と打ち合わせする必要があるろうかと思うんですけども、こういう観点からやっていきますと、できるだけ水は器に従うといいますけれども、水の性質に則った工法をとっていけば、できるだけ安い金額で、災害の起こらない方法というのを考えられるんじゃないか。そういうことを考えて、工事をやっていきたいという観点から

町長に答弁を求めます。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、引き続いて、お答えをさせていただきます。

まず、草木の除去についてでございますが、これは県におきましてはですね、自治会等の地域の団体の方とパートナーシップを組んでですね、平成12年度から県が管理する道路・河川・公園の草刈り等、そういったものを自治会に委託する事業とですね、作業に必要な物品の提供が行われる、こういった助成事業をもってですね、今、議員がおっしゃったように地域の方々とともに、環境を管理をしていくというような方策をとっております。

県から河川の草刈りにつきましてはですね、委託料が払われて、紀伊長島区で20団体、海山区で6団体、合計で26団体、草刈り等の委託事業をしていただいております。町におきましても、作業に必要な物品を支給する制度がございまして、本年度3団体の申し込みがございまして、2団体が道路の草刈り、1団体が下水路の清掃作業となっているところでございます。

議員おっしゃるように、美化とかですね、そういった環境整備については、ボランティアの皆さんのご協力をいただければ大変ありがたいということで、毎年、町の広報においてですね、お知らせをさせていただいております。

それと、河川の土砂堆積、中央部の土砂を掘削し、水路を形成するという事は、河川断面が大きくなること、また、その水ですね、流れを一定の方向に定めるとか、そういったことでは、一定の効果があると考えられます。以上です。

東清剛議長

原君。

2番 原隆伸議員

2項について、2の第1項について追加質問いたします。

本来、こういうことがやられていれば、川には草はあまりないはずですけども、現実的には草のボウボウのところもございます。県の区域と町の区域があるからかもわかりませんが、現実的にこういうような方策がとられていたにしても、現実的には草ボウボウのところがある。これを解決していく必要があると思いますので、それを解決するためにどうしたらいいのか、もう一步踏み込んでですね、改善策を提案していただきたい、その

ように思います。よろしく申し上げます。

それについての答弁申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりね、いろいろな要望がございます。特に砂利掘削の問題とかですね、そういったものがございます。そういう中でも、県もいろいろ配慮していただいているんですが、何分にも河川の流域がですね、広いとか、そういった部分もございまして、予算等の問題もございますので、また、民間の方の限度もございます。そういったことからいろいろ年次的にやってはいただいているんですが、なかなか思うようにいってないのが事実ではないかと思えます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

失礼します。2番の項目につきましては、それを何とか前向きに解決していきたい、いただきたいということで、置かせていただきます。

3点について質問いたします。

空き家の倒壊災害の防止についてでございます。建屋を撤去した場合の税金対策の減免措置などについて、どうしても建屋を撤去しますと、税金がちょっと高くなりますんで、空き家にしている方の持ち主も、さわりたくないというのが実情じゃないんかと、そのように考えます。それで倒壊災害の予見される空き家について、特例で空き家の税率を同率を維持する。要するに値上げせんようにする、そういうような方策をすることによって、撤去しやすくする方法はないだろうか、いい方法はないかということと。

それから、撤去の方法ですね、撤去の方法、なかなか撤去するというたって、金かかってもうやりたくないという方が多いと思うんですけども、高齢者で大変、事故の懸念も考えられますので、なかなか難しいとは思いますが、専門スタッフによる半ボランティアチームの構想などを考えてみてはどうかと。こうでもしないと、この空き家の対策について前向きに取り組むことが、なかなか難しいんじゃないかと思えます。町長の所見をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家の倒壊災害の防止についてということで、減免措置のことを今、おっしゃってありました。少しその制度についてお話をさせていただきます。住宅用地についてはですね、税負担を軽減するというので、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、固定資産税上の特別措置というものが設けられております。

これにつきましては、小規模住宅用地 200平方メートル以下の住宅地で、課税標準額につきましては、通常の価格の6分の1とする特例措置がございますし、これは地方税法で規定をされております。また、200平方メートルを超える部分で、家屋の面積の10倍までは一般住宅用地といたしまして、課税標準額価格の3分の1の額とする特例がございます。

そういったことで、崩せばですね、これらが元に戻ってしまうということなんですけど、国のほうではですね、逆にですね、崩すぐらいの家となりますと、基本的に住居、住むことができないような家というのもございます。それで逆にこの6分の1、人が住んでいなくても6分の1からの特例措置を外すよというような方向も、少し伺っているところでございまして、国の動向を見ていかなければいけないということでございます。

空き家の撤去につきましてはですね、基本は個人の所有物ということで、なかなかそういったお身内の方とか、いろいろ持ち主の方が、個人の所有物としてやっていただかなければいけない。つまり、所有者にその適正な管理や撤去を、我々はお願ひする場合もございます。こういったことで、半ボランティアというような言葉もおっしゃって見えました。家屋の解体ともなると、相当専門的な技術、また廃棄物の問題等で大変難しいことがあるんで、なかなか危険であり、難しいのではないかという認識を持っております。以上です。

東清剛議長

原君。

2番 原隆伸議員

この点についても、なかなか問題が解決しないことを前提に、何か良い方法はないかということをご提案しておりますので、今後、町長はそういう観点からの行動をしていただくことを期待し、その3項については置かせてもらいます。

次に、4点でございますけれども、町長の町政に対する考え方について。

第1項、海山の名称の存続について、ここは5項にわたって質問させていただきます。

そして一部その材料として、8月27日にパブリックコメントの募集、8月27日までやられていたのですけども、これを参考にして質問させていただきます。

まず、私が8月27日に、パブリックコメント募集に関してと題して応募しました。その内容は、地域自治区の解消について意見ということで、1点、地域自治区の制度があることで、町の一体感の醸成が阻害されている感があるとの意見には反対である。なぜならば町の一体感の阻害原因となっているのは、合併の際の紀伊長島の自助努力の不足によるところが大きいと思うからである。以下に、過去の終わったことであるが要点を述べる。

第1、合併時の電話番号の不統一である。海山区は0597であり、紀伊長島は05974であった。NTTの区とはいえ、合併だから申し入れは可能だったと思う。もしくは変更予定期日の交渉は可能と思えた。なぜかと言いますと、業者は見積書、請求書、封筒、全部住所を記入します。これの変更について、結構、金額かかりますんで、そういう予定日というのがあれば、いろんな業者も対応が大変やりやすい、そのように考えています。

そして、紀伊長島区についてはですね、西長島、東長島とありますけれども、これは西、東としても別に差し障りがあまりあるとは私は思いません。住所が長いとよく聞きますが、何らの努力もしなかったのである。そのように私は書いています。

そして3点目に、紀伊長島の係争する裁判を合併時に土産として持参した。浜千鳥リサイクルとの裁判結果が一体感の阻害の最たるものであるということをお忘れはならない事実である。そのように書いています。

4点目で、紀伊長島養護老人ホーム赤羽寮に、スプリンクラーが設置されていなかった。40年前の施設であり、建坪の、消防法が変更したから、スプリンクラーが要るようになったのかもわかりません。しかしながら、老人ホームという観点から考えますと、スプリンクラーというのは当然あってしかるべきである。それもなかった。それを合併してからやったということですね。

それから、両区で均衡ある行政運営を続け、均衡をある程度は図られている。1つの町とした施設展開でも特に問題が発生していないと述べられているが、自ら均衡はある程度、特に問題はないかと認めているように、海山区に不満があると思われる点は自覚していると思われる。

そして、この点について私が思っていることは、第1点が、紀伊長島区のストックヤードの不明瞭な入札原則は理解しがたい。ちょっと読むのが普通なんですけど、ちょっとここだけは注釈入れさせていただきます。この煙突の問題については、私はダイオキシンの関係

で、こういう処理をやっていた時期もありますんで、長島の環境課にこの煙突の処理についての処理案の営業に行ったこともございます。

その時には予算がないと断られました。海山のほうは、煙突は処理していました。長島は処理していなかったですね。そして、紀伊長島の役場本庁舎の位置も、津波被害の対象地である。紀北中学校の嵩上げ増しの新築工事も被害対象地であるということもございます。

そして、避難タワーについては、長島は避難タワー、海山は避難ビル。そして、完成年度は1年遅れる。だけど津波の来るときは同時ですんで、もしそのために被害が生じたらどう責任をとるのか。

東北大震災以来地震が頻発し、現在は一見鎮静化しつつあるとも受け取れるが、昨年11月19日以来、伊豆諸島の西之島が噴火している。発生する場所によっては、それによって東海、南海、東南海地震の発生時期が早まる可能性も秘められている。通説では東北大震災から9年後、東海地震。さらに9年後、南海地震が発生する可能性が高いと言われているのであるが、これは疑問でございます。よって、防災意識の向上と適切な行政の施策が求められているのであり、同時期で完成させるということは言うまでもないことじゃないかということもございます。

また、上記の施設建設には、いずれの観点からも原理原則に合致しているとは言いがたい。これは津波が来るのは同時でございますので、1年の間隔を置くということは、ちょっと理解しがたいということですね。

また、紀伊長島区は旧町時代の歴代町長の施策の延長線上にあり、観光産業の基礎は形成されていると思われる。対して海山区には、産業など発展の基礎となる、みるべきものが弱い。現在、銚子川を軸にと、考慮しているようですが、まだ弱いと思われる。住民の気質に違いがあり、健全な両町の発展を構築するには、強固な大義名分が必要となる。よって、最低でも地域自治区に代わる、地域の意見を行政運営に反映させる組織は必要である。

結論としまして、浜千鳥裁判結果が未定の9月議会において、地域自治区の解消について論議することは反対である。今後、地域自治区を解消するならば、以下の点を重視していただきたい。また、行政判断においては住民の気質に左右されないことである。そのためには長短期の視点に立脚した展望に則り、将来、展望を掲示することが必要となる。かつ行政判断においては、ベストな判断が求められる。ベストな判断の柱は原理原則に則っ

た大義名分を掲げ、適切な判断を積み上げていく行政の姿勢の転嫁が強く求められる。これがちょっとはみ出した部分が多いですが、8月27日に、私がパブリックコメントに応募したことでございます。

それについて、町長に、これらを立脚をし、以下の6項目について質問いたします。

1番、海山の名称の存続について、海山の名称を残す署名運動に対する考え方について、どう思うか、1点ですね。

2つ目が、海山を今後どのようにしていくのか。健全な両区の発展のための施策についての青写真の提示をしていただきたい。紀伊長島については、観光産業を基盤とする産業があるが、海山については産業基盤が弱く感じる。

3番としては、紀伊長島の避難タワーと同時期に、海山にも避難ビルか避難タワーを完成させるべきである。

4番目が、消防署も早急に予定地を決定し、着手すべきである。緊急対策事業と考えれば早急にできるんじゃないかと、そのように考えます。

5点目が、私の警告に対してパブリックコメント、地域自治区の継続、または廃止に関する意見募集を読んだあと、どう感じたのかと、反対であると意見を言ったにもかかわらず、反対意見がなかったというように言われたようなこともあります。ある議員のところでは2人ぐらい反対がいたということと言われたみたいですが、反対意見の強さが何か軽く扱われたような気がします。

6番目としまして、反対意見はなかったという認識でございましたけれども、どのような観点から反対意見はなかった。もしくは重要と考えられなかったのか。私は9月議会においては、この問題を取り上げないでほしい、そのように要望しました。選挙がありますから、新しい議員を加えて、このことを討論していただきたいんですが、無視されたような感じがします。この点について答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろね、ご質問いただいたんで、順序とかそういったもので、もし違っている部分があったらですね、またあとでご指摘いただきたいと、そのように思います。質問を順序立てて、それに合わせて答えさせていただきますんで、よろしくお願いいたします。

海山の名称の存続というのは前者、昨日も答えさせていただきました。我々はいろいろ

なところで話している中で、区をですね、とるという話も説明をさせていただきました、その中で、特に動きというものがなかったものですから、そのまま行けばいいのではないかと思っておりましたが、昨日も答えさせていただいた署名とかがですね、出てまいりましたので、それにはいろいろ対応していかなければいけないなと思っているところでございます。

2番目が、海山をどうするかということですね。今後、どうするか。これはもうずっと私になってからお話させていただいております。紀北町においてですね、海山、長島をというような観点で、私は町政を進めているという思いはございません。一般的なインフラの整備でちよくちよく海山区と紀伊長島区という、今、区制がついているんで、そういうお話の仕方をしてはいますが、バランスを考えていると言っているんですが、これもすべて含めてですね、紀北町としてのバランスを考えながらやっていると。大きな事業につきましてはそれぞれの特性、その地域に合ったものを、そういったものを紀北町として考えてやっておりますんで、私としては海山をどうするかというような答弁ではなし、紀北町をどうするかという答弁をすべきだと思うので、そのように今までもさせていただいております。

それから、タワーとビルの関係なんですけど、これはですね、これももう議員すべて、ずっと今までも答えさせていただいたんですが、中州地区26年度、27年度に建設ということでございます。それで本地地区につきましてはですね、来年に設計をしていきたいということで、今、進めているところでございます。これは1年間隔をおくのはおかしいことなんですけど、行政としてですね、計画的に進めているというご理解をいただきたいと思っております。

それから4番、消防署の移転もですね、これは消防組合が基本的に事業をやっていることとございまして、その組合との話し合い、もちろん尾鷲市、紀北町がですね、管理者、副管理者ということになっておりますんで、そういう形で検討させていただいた限り、計画的にやっというところでございまして、海山消防署27年度設計、28年度に建設する予定。紀伊長島消防署においては、29年度に設計を行い、30年度に建設する。そういった形で組合のほうで計画をつくっていただきまして、そのように進めているところでございます。

5番目、パブリックコメントにおきましてはですね、議員のパブリックコメントは読まさせていただきます。その中ではパブリックコメントにないのを、今回の一般質問

に絡めたような形で、お話もしていただいたように記憶しておりますので、パブリックコメントのみにお話を絞らせていただきますと、地域自治区の廃止という観点からの、あまり的を得たコメントではなかったと、私は感じております。

区に対して反対意見はなかったということですね、反対意見ということではですね、その当時、住民の方であった原さんのほうからは、パブリックコメントにおいて反対であるということを書かれておりますので、それは認識しております。9月議会定例会廃止の条例を上げたときにですね、答えたことを再度繰り返して答えさせていただきます。

6月に全員協議会で地域自治区廃止について説明をさせていただいてから、6月下旬、7月末にかけて自治会連合会をはじめとし、三重熊野商工会ほか両区の関係団体、合わせて23団体に説明し、意見交換を行いました。地域自治区廃止に反対とする意見はありませんでした。また、当初予定しておりませんでした。ホームページによりパブリックコメントを募集したところ4件の応募があり、そのうち3件は廃止に賛成、1件は反対であり、そのほか電話でも意見が4件寄せられ、すべて賛成でありましたと答えさせていただいておりますので、その当時の住民であった原さんの意見が反対という考えは、しっかりと捉えた上で、判断をさせていただきました。それだけですね、6点ですね、以上です。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

ただいまの6項目、要するに区の廃止について反対意見はなかったということについて、ちょっと一言添えさせていただきます。

私は28日に区の会議に参加させていただきました。そしてこの件について触れようとしたところ、言う機会が与えられませんでした。というように町長が言ってる反対意見はなかったというのは、ある意味反対意見が出にくい状態、言いにくい状態があった可能性があるということ、一言添えます。

5番、地震津波災害について、もう残り時間が少なくなってきましたんで急ぎます。

1番、現在、地震津波による被害をどのように考えているのか。

2番、その後、川口准教授とはどのような見解を共有しているのか。

3番、今後の対策はどのように考えているのか。

4番、役所の災害に遭う立地と、遭わない立地の初動体制について、紀北町庁舎、紀北中学校、町長の被害に遭っても、被害を最小限に食い止められるとの発想より、被害に遭

わない工夫をすれば、被災後の役所機能が温存され、職員は直ちに住民対策に対応できると思われる。ここに発想の転換があれば、もっと対応が早くできるんじゃないか。そしてまた、紀北中学校の嵩上げしなかったことは、悔やまれるような事態が生じる可能性を否定できないと、私はそのように考えます。

5番、予期せぬ事態が発生する懸念が生じた場合、どうするのか。私がパブリックコメントで予見したとおり、9月27日に御嶽山が噴火して、11月22日、2カ月遅れに長野県北部地震が発生しました。御嶽山の噴火は南海トラフ地震に影響するフィリピン海プレートの圧縮を受けて生じていると言われております。去年までは三重県沖地震は発生しておりませんでした。最近、高知、三重県でも動き始めております。予想より早まる気配があると思われま。町長のように、のんびり構えていては悔いを残す可能性があると思いません。悔いを残さない町政運営が求められるのではと懸念しております。町長の所見をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもですね、いろいろとご質問いただいておりますが、その中でですね、議員お話になって、そのパブリックコメントを出したときは、町民で良かったと思います。だから、ある意味何を言ってもいいと。しかし、議員の任期をいただいてですね、議員をやってみえるということは、議会ですね、団体意思の決定、これをしっかりと踏まえたうえで、できれば意見を言っていたきたい、質問していただきたいと、そのように思います。

でないですね、この議会の議決というものが、一切どうでもいいよというような形に、議員自体がですね、おっしゃると、議会ですね、そのあり方がですね、否定されるものになりますんで、町民のときは、それで良かったと思うんですけど、議場で質問されるときはそういったことも踏まえて、ご質問いただきたいなど、そのように思います。

それでは、質問に答えさせていただきます。

津波被害についてはどう考えているかということは、地震津波被害想定調査、三重県が出しております。甚大な被害が発生するということで、まさに東日本大震災ですね、私が三度ほど行かせていただきましたが、もうよく似た地形でございますので、大変、浸水地域と指定されているところは、同じような状態になるのではないかと、大変、私は危惧しており、それに対してハード、ソフト両面から対策を行っているところでございます。

それと、川口准教授についてでございますが、これは町の防災アドバイザーとしてご活躍いただいております、事あるごとにご意見をいただいております。その中で、川口准教授と意見を共有しているところの最も重要な箇所と言いますのは、命を守ること、それです。それがより早く、より高くという町の姿勢に現れております。それには自助、共助、公助、この連携が大切であるということでございます。基本的には紀北町という町は、ハードだけでは守りきれない町だと思います。ハードとソフト両方兼ね備えてやらなければいけないと言っておりますし、国にもですね、レベル2にハード対策を合わすのが現実的ではない、こういった最終報告もいただいております。

今後の対策については、先ほども申し上げましたようにハード、ソフトそれぞれの地域・地域で、いろいろと対処方法も違いますので、それらも十分踏まえたうえでやっていきたいと。災害に遭う・遭わないの立地についてはですね、確かに災害に遭わないところへ建てたり、いろいろなことをすれば、立地的にはよろしいが、紀北町の先ほど申し上げたように、地理的条件等を踏まえても、大変難しい部分がございますので、行政としては職員の災害対応マニュアル、これを作成して行っているところでございます。

予期せぬ事態が発生する懸念が生じた場合、どうするのか。これちょっと今、質問いただいてもちょっと意味がわかりにくい。私が予想したとおり御嶽が噴火したとかですね、おっしゃっていたんですけど、予期せぬ事態というか、一定の想定外ということで捉えさせていただくと、それぞれそれに対応してやっておりますが、なかなか想定外をいろんな設備・整備だけでは難しいなと考えているところでございます。以上です。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

先ほどの町長の答弁について、私からも一言付け加えさせていただきます。

いろんなことあろうかと思っておりますけども、私も一応、無闇矢鱈に言っているんじゃないかなとですね、ある程度の根拠を持って言っていると思っております。今日も地震に対する資料を持ってきていますんで、当たらなかつたらアホと笑ってください。参考になるようやったら、今後、参考にしてください。以上で、6点に移ります。

紀勢自動車道地域振興施設からの車両の乗入れ及び降車について、三浦地内からの普通車、高さ制限車の乗入れ及び降車の検討について、場合によってはフェンスの管理を管理者が行うなど検討することによって、何とか乗入れできるようにならないかと、三浦の住

民は国交省に騙されたと言っている人もおります。工事が終了してしまった現在では、非常に困難だとは思いますが、熊野古道参詣客などの利便性と観光客の誘致、地元民の要望などを含めて考慮し、針の穴程度の希望であっても活路を見出していきたい、そのように思っております。町長のご所見を伺いたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三浦のですね、地域振興施設車両乗入れにつきましてはですね、三浦地域の皆さんの意見も十分伝えながら、国交省とお話をさせていただきましたが、高速道路法の適用を受けておまして、それには、そこにインターチェンジをつくるということは、大変難しいというような話の中で、今の現状のように、そこからの乗り入れができないというような形になっておりますので、ここはご理解いただくしかないのかなと思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それでは、最後に入札について伺いたします。

第1点、会計法29条の3の理念について。

第2点が、入札方法と仕様書の作成方法についてでございます。

1点として、一般競争の原則として、会計法29条の3に契約担当官及び支出負担行為担当官、（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申し込みをさせることにより競争に付さねばならないと定められております。

また、地方自治法第2条第14項においては、地方公共団体は、その処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定められております。法令遵守事項としては、地方財政法第4条第1項として、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと定められております。

支出の原因として、地方公共団体の経費は行政目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないほか、原則として次の条件を満たしていなければならない。

1、法令又は契約に違反していないこと。2、債務が確定していること。3番、支出すべ

き時期が到来していること。支出の相手方が正当債務者であることとしております。

債権者とは、法令または契約に基づいて地方公共団体に対して一定の金額を正当に請求する権利を有する者であるが、誰が正当債権者かをめぐって問題が起こるおそれがあるので注意を要する。1点として、法人（代表取締役）との契約で、支店長から請求のあった場合、その者が正規に請求・受領を委任された者であるのかどうかを証する書類、委任状を添付させ、それを確認させたいうで支払う必要がある。2点として、請求書に社名しか表示がなく、代表取締役などの職名・氏名・印がなくても当該行為がその会社が行った行為かどうかということで、後日紛争が起こるおそれがないと認められる場合には支払可能である。3番、請求書の住所と契約当初の住所が違っている場合、正当債権者の発した請求書であることを確認できるもの、住所変更届けなどを徴すべきであるとされております。

2番目として、入札方法と仕様書の作成方法について、入札において競争するためには、競争可能となる仕様書にすることが必要である。入札仕様書を工夫することによって、競争できるようにすべきである。また、コンサルタントに依頼した場合には、現地を下見したうで依頼するものとし、よく確認しないと無駄な工事になる。そのように考えます。

時間もございませんので、ここで町長の所見をお聞きし、終わりたいと思います。

東清剛議長

町長、答えを。尾上町長。

尾上壽一町長

まずは、質問書に書かれている会計法等について、お話をさせていただきます。

会計法は、第4章は国の契約に関する規定となっております。そのうち第29条3は、契約の方法に関する規定でありまして、会計法は、国による歳入徴収、支出・契約等について規定した法律でありまして、地方自治体には適用されませんが、地方自治体については地方自治法の規定が適用され、契約については先ほど議員がおっしゃったようなことは、解説文おそらくお読みになったんだと思うんですが、全くそのとおりでございまして、私どもとしてはその法律、それから解説文などそういったものに基づいて、適正に入札を行っていきたくと、そのように思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

最後に、一言申し添えます。

いずれにしても、町民が一体となって成長していくためには、皆がそれぞれ真摯な心構えで一生懸命、前向きに進んでいく、このことによって自ずから区は解消していくもんだと、そのように考えて、私の一般質問を終わらせてもらいます。どうも失礼いたしました。

東清剛議長

これで、原隆伸君の質問を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

3番のね、減免措置についてですね、町長はですね、空き家対策の点の住居について、200平米以下とおっしゃったんです。300平米以下が正解であって、300平米を超える500平米ですか、200平米が3分の1。だから、これは町民が非常に関心を持っておりますもので、いわゆる300平米未満については、結局6分の1の減免措置があって、300平米を超える、その500平米までは3分の1です。

町長は先ほど200平米を6分の1とおっしゃったと思うんで、それは訂正してもらわんと困ると思うんで。

東清剛議長

ちょっと確認して、お答えします。

尾上壽一町長

確認をお願いします。

東清剛議長

瀧本議員の議事進行にお答えいたします。

担当の税務課長より、その根拠を説明いたします。

それを含めて、中村税務課長。

中村吉伸税務課長

小規模住宅用地については、200平米までが6分の1、200平米を超えて住宅家屋の10倍の面積までが3分の1の住宅用地の特例になります。以上でございます。

東清剛議長

そのようなことなんで、ご了解いただきます。

東清剛議長

暫時休憩いたします。

40分まで。

(午前 10時 24分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

東清剛議長

次に、10番 玉津充君の発言を許可いたします。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

10番 玉津充、平成26年12月議会の一般質問を行います。

今回は、今年の台風被害と、年山と言われております町有林貸与林地の管理についての2項目を質問します。1項目ずつ行いますので、よろしくお願ひします。

まず、今年の台風被害についてですが、今年も各地で台風や豪雨による災害が発生しました。8月9日の台風11号では、長野県南木曾町で土砂災害があり、三重県も全域に大雨特別警報が出され、町内全域に避難準備情報が出されました。同月19日には広島県で豪雨があり、大規模土砂災害が発生しました。当町においては10月5日に台風18号が、続いて13日に台風19号が直撃いたしました。幸い大きな被害には至らなかったのですが、銚子川は危険水位を超え、流域の住民から被害やヒヤリ情報が寄せられ、次のシーズンに向け大きな不安となっております。

台風18号における次の現象について、行政執行部の認識と発生要因、または原因及び今後の対応についてお伺ひします。

1 番目は、汐見地区の町道の冠水について。

2 番目、小山地区・便ノ山地区耕作農地の冠水について。

3つ目、白石湖周辺の作業場の浸水について。

4つ目、銚子川右岸キャンプinn海山や便ノ山区有地の浸水について。

以上、4点についてお答えください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、玉津議員のご質問にお答えいたします。

平成26年10月5日から6日にかけての台風18号の影響によりまして、銚子川、船津川流域において、約300ミリから340ミリの雨が降りました。この降雨に伴う汐見地区の町道冠水につきましては、当地区内におきまして6日の午前3時ごろ、道路が冠水する状況を確認したことから、町の職員が地区の方々に車等の移動をお願いしたものでございます。

要因といたしましては、降雨量の増加と満潮時が重なったこともあり、船津川の水位の上昇に伴い内水位が上昇したものと考えられます。今後の対策といたしましては、当地区の標高が低いという地形的な条件もあることから、抜本的な対策は難しいものの、町が管理する排水機場の適切な管理を図るとともに、河口閉塞の解消など、船津川の適切な維持管理を県にさらに要望してまいりたいと、そのように思います。

2番目の小山地区・便ノ山地区の耕作農地の冠水につきましては、当時、町に冠水の連絡とか報告は届いておりません。また、被害調査時による各地区の農業委員の方々の聞き取りにおいても、被害等の報告はございませんでした。

白石湖周辺作業場の浸水につきましては、当台風の影響によりまして、白石湖周辺の作業場が浸水したとの報告は届いておりません。しかしながら、今年の4月29日から30日の豪雨時に、牡蠣業者の作業場が冠水し県に連絡があり、現地を確認し面談していると、県から伺っております。要因といたしましては、河口部における満潮時・干潮時の時間帯による河川水位への影響、河口閉塞などさまざまな要因が考えられます。今後の対策といたしましては、先ほどの答弁と同様になりますが、河口閉塞の解消など船津川の適切な維持管理を県にさらに要望していきたいと思っております。

続きまして、銚子川右岸キャンプinn海山や便ノ山区有地の浸水につきましては、商工観光課、便ノ山区から報告を受けているところでございます。要因といたしましては、銚子川における河口の閉塞、堆積土砂の影響、潮の干満などの自然状況など、さまざまな要因があると考えられます。今後の対策といたしましては、小山地区につきましては小山地

区からの堤防嵩上げの要望も受け、今年度、適切な対策に向け地形調査等の測量業務をすでに発注していると県から伺っております。

また、町といたしましても河口閉塞の対策、堆積土砂の撤去などを河川管理者である県に強く要望しているところでございます。特に堆積土砂の撤去につきましては、河川堆積土砂撤去方針の活用による砂利採取、河床掘削に向けた土地の処分地の確保につきましても、便ノ山区と協議するとともに、適切な処分地の確保に県並びに町も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

先ほど町長、台風18号での雨量について、300ミリから340ミリ程度というふうにおっしゃられたんですが、降ったところによって雨量は変わってきますんで、ただですね、このときの雨量というのは当地では、いわゆる常識的な雨というかね、それにおいて先ほど被害の報告がなかったとか、あったとかということに関わらずですね、やはりもう被害寸前まで水位が上昇しておったというのは明らかだろうと思うんです。

それで、町民が一番心配しておるのは、その程度の雨でここまで水が来たかと、それやったら600ミリ、800ミリ降った時に、どないなるんやろなというのが、一番心配なところだと思うわけであります。

1つ、汐見地区の町道の冠水、これは現実にあって、町民の方も乗用車を避難させたよとかいう情報がきておりますので、これで船津川の水位と、いわゆる排水機があるわけですが、これの排水機の関係ですがね、町長は先ほど適切な管理をするというふうに言われたんですが、もう少し具体的にですね、例えばどれだけ降雨量があったときに、能力的に大丈夫なのかとか、その辺も含めてですね、答弁お願いできないでしょうか。よろしくお願ひします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

排水能力と汐見のことにつきましてですね、1秒間にね、500ミリの径のやつで1秒間0.67トン、それからもう1つの700ミリのやつは、1秒間で1.10トンの排水能力を持って

おります。そしてここに関わらずですね、相賀地区、山本、出垣内地区もですね、この排水機場のポンプですべての雨を降雨に、そういったちょっと多いときに対応できるような、そういうような形ではございません。

これは面積すべてをですね、ですから、よく雨のときに5年確率、10年確率という言葉を使います。そこでどこまで耐えられるかという、本当に脆弱といえば脆弱です。そういった意味ではですね、ソフト面に対応しなければいけないなという部分もございます。そういう意味では消防団、そういう見回りもしなきゃいけないと思う。

ポンプにつきましてはですね、台風の前には必ず業者に来ていただいてチェックをしていただく、それでも機械もんなんで、故障したりですね、山本、以前セルモーター、あれ点検の精度もあげていただいて、今も機能診断でいろいろなところもやっていただいています。そういったものをしてながらですね、やるのが、まず今の段階では一番重要というか、必要なことではないかなと思っております。そういう意味では、そういった台風というのは予知が、予知というか、来るのがわかりますんで、業者に入っているんですが、絶対的な排水という観点からすれば、排水能力は足りません、はい。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

適切な管理という意味でね、日常の管理だとか、台風以前に機能のチェックをするというようなことは当然だと思うんですけど、先ほど、能力が足りないですわね、それにおいても浸水するということは。能力アップのことに町長は触れられましたが、実質そういう計画というのはお持ちなんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、相賀のほうと山本地区の調査とか計画をしております。

それで、相賀のほうが一段進んでおりまして、そういった計画というか調査が終わって、それからこういうものが、こっだけ降ればというような調査報告がですね、今、できてきているところでございます。この26年度予算でさせていただいて、そこら辺がですね、まず基本的な部分をさせていただいているところなんで、今の段階でどれぐらいという数字はですね、ここで申し上げることはできないので申し訳ございませんが、はい。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

それでは、その能力アップに向かって進んでいただきたいというふうに思います。

それから、小山地区と便ノ山地区のですね、耕作地、農地の排水なんですけど、これにつきましては、銚子川の河床の上昇でですね、銚子川の水位が上がりますと、その支流である小山地区でいくと清水川、それから便ノ山地区にも谷があります。その排水がしなくなってしまうという状況で、一つ小山地区の今、県が測量を発注しておるといことで、それをですね、どのように、もう少し具体的にですね、どのような調査をやっていて、それに基づいてどのような方策を立てていくのか。また、その測量結果について町にですね、報告がなされ、そして住民代表にですね、その情報が公表されるのかどうか。その確認をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

調査の内容ですけれども、今年度、すでに県のほうで、すでに発注されております。工期といたしましては、11月26日に契約いたしまして、27年2月13日までとなっております。内容につきましては、まず現況の地形測量と設計の基本となる基準点などを設置する業務を発注しておるところでございます。この内容の成果ですけれども、対策に必要な堤防高とか、そういうことの検討になる、資料になる測量ですので、その結果自体はまだ出ておりません。

ですから、それをまず26年度にその地形測量を行いまして、27年度以降、対策に必要な何ていうんですか、工法とか、用地もかかる場合もございますし、その対応をやっていくと県から伺っております。以上です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

はい、よくわかりました。

それからですね、あと、この前回のこの台風18号でヒヤッとしたことは、先ほど4番目に私が言いましたキャンプinn海山あたりがですね、もうほとんどストレスのところまで来ておったと。これ以上浸水すればですね、あの場所というのは平成16年に流されて被害を受けてます。そのような状態になりかねるので、そのときの雨量とですね、今回の雨量と比べてみたら、半分以下ですよ。

したがって、これ早く処置をしないと、また浸水するんじゃないかというふうに思うわけで、浸水して流れればですね、町の資産が損なわれるということになりますので、また復旧の費用も必要になってきます。そういう意味からいきまして、あの前に堰堤があるんですけど、そこから下、下流ですね、もう小山の河口部分まで全てですね、堆積土砂で埋まっておるというふうに思っております。

その辺が町長はどう考えておられるのかということとですね。もう1つは、これ河川の河床を下げるために、土砂を採取するというのもですね、今までは砂利組合のほうで協力してくれまして、採取をしておりました。しかし、それは砂利がですね、コンクリートの材料として使われるというのが前提でありまして、この時期、高速道路の工事も終わった状態で、コンクリートの出荷が少なく、ない状況になってきておりますので、それにももう頼っておれないと思うんです。

したがって、県並びにですね、町も含めて、今までのやり方ではどんどん溜まる一方になると思いますんで、何らかの方法を講じていかないかと思えます。その2点の町長の所見をですね、お伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員とはですね、権兵衛の里でお会いしたときに、そこもご指摘いただいて、またほかの方からも、対岸のですね、右岸の桜のところまで、水が来たよというお話もいただきました。皆さんが2000年プレミアム以来、植えてきた桜も大事なところが、もういっぱいになってきた。議員がご指摘しているように、本当にあの堰堤からですね、下の堆積土砂が相当、溜まって河川断面を阻害しているのではないかと思っております。

そういう中で、堆積土砂撤去方針ということでですね、今まで6,000平米ぐらい、約で

すね、砂利組合の方に採っていただきました。それも今、議員、全くご指摘のとおり、そのコンクリートの需要が少なくなったということで、採れないよと、結局採っても置いておくところがないんですよ。

そういった状況にもなってきておまして、我々も便ノ山区の区長さんともお話をさせていただいたり、いろいろ適地を探しております。特に山林関係に至りますと、この間からもいくつも候補地が出ているんですけど、国の保安林にかかっておましてですね、もうそこは触れないと、その砂利を捨てる程度のことでは。国のね、骨幹的な何か対策やそういうもの以外は無理だというようなお話をいただいております。これもう2年、3年ぐらい前かな、調べさせていただいて、県とも相談させていただいて、それからずっときているんですが、良いなと思うところは結構保安林にかかっていまして、基本的にはその砂利の捨て場所、ここがですね、ないんです。県のほうも計画的に場所があればということで、いろいろと検討していただいているんですけど、本当に地形的な部分もございまして、赤羽川も含めてなんですけど、大変難しい現状ではございます。

しかし、現状認識はしておりますので、これから県ともですね、しっかり意見を言っていきたいと思えますし、ご存じのように知事との1対1でも河口閉塞も含めて、お話をしておりますので、はい。以上です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

その河床の土砂については、町長も認識しておられて、努力もしておられると思うんですが、しかし、何らかの方法でですね、もう一知恵を絞って、いろんな方法、使える方法をですね、模索していかないかんだろうと思うんです。熊野川では砂利を海に捨てたような事例があります。

それから、農地の低い部分、例えば便ノ山地内でもそういうところがあって、その低いところに土砂を埋め込んで、その上に畑の土を戻してですね、農地に戻したらどうかというような、この提案も出てきております。

それから今、津波のですね、避難タワー、避難ビルの話が出ておったんですが、そういうふうな津波浸水地の低い部分にですね、この土砂を活用して、高台をつくるというようなことも、1つの案として考えられんだろうかということもあります。

それから、前者議員のですね、その川の中でも、中心の部分でですね、深く掘れとかい

うような案も出ておりました。そのようなですね、今までに考えたことのないようなことまで、少し考えてですね、進めていかないと、なかなか進められないというふうに思いますんで、皆さんの知恵を絞っていただいて、何とか少しでも進めるようにですね、努力をお願いしたいと思います。

それから、もう1つですね、その土砂の撤去と、もう1つは、今後、流れてくる土砂を止めるということがあるだろうと思うんです。鍋谷川水系のですね、砂防ダム、これはですね、全部満杯です。今回のですね、この18号で河床が上がったというのも、いわゆるこの鍋谷川水系の名丸谷というところの上流にですね、五ノ滝林道というのがあって、そこがもう数回にわたって崩落して、その土砂がですね、銚子川に流れ込んでおるといふふうに聞いておるんですが、それ建設課長のほうで確認はされていますか、町長もご存じでしょうか。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

その名丸川の上流の五ノ滝林道につきましては、現地も確認しております。

それで、距離的にはちょっと定かではないですけども、途中で崩壊箇所があって、林道の路側が崩落しているとか、土捨場の、土捨場と言っていいんでしょうか、土砂の置いてあるところの一部崩壊しておるのを、崩壊というのか、崩れ落ちているのも確認しております。それで林道のほうも関係するんですけども、あの状況の把握は私、現地も確認しておりますので、そういう状況です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

私も現地までは確認してないんですけど、その大雨の度にですね、その箇所が崩落すると、それが銚子川に流出しておると、だからドンドンですね、銚子川の河床が高くなる。だからその発生原因もですね、やはり対策しないと、まず崩れないようにする。それから崩れたときにですね、その名丸谷にですね、砂防ダムを増設するとかですね、今あるものを改善するとかいうふうなことも、対策としてやっていかないとと思うのですが、町長、いかがお考えでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、他の町の例を出すと悪いんですけど、本当にやっぱりね、上流から供給されてくるんで、もうすぐ他の近くの町もですね、もう捨土してもいっぱいになってくと、すぐ上から流れてくるということで、発生源対策ということ、それは森林の涵養とかですね、いろいろなことがございます。そういう総合的な施策の中で、土砂の流出しないようにやらなければいけない。

実はですね、この議会を終わって、玉津議員の質問もあってですね、県の事務所のほうと、また議会終了後にお話する予定になっております。今、ご指摘のあったようなのも伝え、建設課長から伝えている話なんですけど、私のほうからもですね、また再度お会いして、そういう状況なんやよということを伝えさせていただきます。もちろん県もですね、そういったものを持っていくところ、予算の関係、どうも町村会などで聞くと、ほぼずっとそういう状況らしいんですよ、河川が。

それで熊野川の場合は国の事業というような形で海へ入れていますけど、我々のところで漁業やっている中で、どこまでその県の仕事でできるのかという問題もありますんで、私は2年、3年ぐらい前からかな、海へのことも言っているんですけど、やっぱり漁業権の問題とか、砂利浜の問題、川の砂利の質の問題、そういう問題もいろいろありましてね、なかなか実現していないのも事実なんで、それはしっかり県のほうには伝えさせていただいて、また対応も考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解お願い申し上げます。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

是非、その方向でですね、しっかりとお願いしたいと思っております。

例えばですね、これ、いわゆる人口の減る中で、これは便ノ山の例なんですけど、やはり銚子川沿いに家を建てていてですね、団塊世代の方ですが、卒業後よそで働いていて、定年になって余生をですね、故郷で過ごしたいという方もおられるんですけど、もうこう毎年毎年、相賀まで避難せないかんようなところへよう住まんわというようなことで、住むのを諦めておるといような人もありますのでね、是非、これは解決に向けてしていかないと、人の住むところがなくなってしまうんじゃないかという危機感を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に進みます。

次に、年山と呼ばれております町有林貸与林地の管理についてですが、町が所有し、町民に貸し付けた年山について、事務処理が行われておりまして、去る7月30日付の書面にて、借主に今後の意向を確認書で回答するよう求めております。突然の求めに困惑している借主もおります。

書面の内容につきましては、この度、紀北町が所有する貸与林地（年山）について整理を実施しましたところ、契約期限が満了している箇所が見受けられました。今後の意向を確認したいので、別紙意向確認書に記載のうえ、ご回答お願い申し上げますという町長名での文書になっております。

内容はですね、1、近い時期に伐採を考えている。2、立木の権利を放棄して町に返還したい。3、貸与期限を延長したい。このいずれかを選択するように求めております。

そこで、この業務のですね、実態についてお伺いします。

まず1つ目、貸与林地の管理方法はどのようにしておられますか。

2つ目、貸与者数を法人、個人別にどれだけあるのか、教えてください。

3つ目、貸与額と現在未収になっております未収額について、教えてください。

4つ目、7月30日に文書を出しておるんですが、現在までの確認書の回答状況を教えてください。

最後に、5つ目として、今後、この業務をどのように進めていくのか、今後の進め方について。以上、5つについてお答えをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

貸与林地の管理方法でございます。貸与林地、いわゆる年山と申しておりますが、貸し付けにつきましては、紀北町所有の山林を林業振興の観点から、貸与を希望される方に対して貸し付けを行ってきているところでございます。古いものでは明治時代に契約をしているものもございしますが、現在、海山区の山林においては、貸与林地台帳が整備されておりまして、その台帳に基づいて契約者、契約場所、契約面積等を管理しているところでございます。ただ、紀伊長島区においては管理台帳がこれまで整備されておらず、現在、現存する書類をもとに、台帳整備を進めているところでございます。また、木材価格の低迷により、貸与林の伐採を延期する案件が年々増加傾向にありまして、契約期限切れとなっ

ている案件が増加している傾向にあります。

これらの期限切れ案件を整理するために、かねてから顧問弁護士とも相談しながら、整理方法について検討してきておりまして、海山区におきましては議員ご指摘のとおり、4月から期限切れ対象者宛に、今後の貸与林地の意向確認の通知をさせていただきまして、現在、随時、回答をいただいているところでございます。

海山区の貸与者数につきましては、法人及び団体では25団体、個人では290名、総件数675件となっております、面積は855ヘクタールとなっております。

貸与料につきましては、平成17年4月より、ヘクタール当たり年額3,000円となっております、未収額につきましては、各人の意向がまだすべて把握できておりませんので、正確な金額をここで申し上げることはできませんが、今後、随時、算定を進めてまいります。また、参考までに、少ない方では数千円から貸与地件数の多い方では100万円ほどとなることが想定をされております。

本年7月から発送させていただいた、意向確認書の回答状況につきましては、12月4日時点の集計で、契約の延長希望されている方が28名、権利放棄を希望されている方が13名、伐採を予定されている方が1名、後日、提出すると連絡いただいている方が17名、未提出の方60名、その他現在のところ連絡先が不明瞭な方や、調査継続中の方等28名となっております。

今後の町有林貸与林地の整理の進め方についてでございますが、近いうちに伐採を考えている方、契約の延長を希望される方、権利を放棄して町に返還を希望される方、それぞれのケースに応じて本人の意向を確認しながら、一つひとつ丁寧に対応をしていきたいと思っております。

また、貸与林地の貸与料につきましても、林業者の方々とも協議をいたしまして、検討したいと考えておりますし、期限切れが到来したときには、その都度、意向を確認していくべきかと考えているところでございます。以上です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

今ですね、町長から貸与者数、それから確認書の回答状況、数値でいろいろと回答いただいたんですが、まず1つですね、今、数値で回答いただいたのは、海山区の部分だというふうにおっしゃられました。紀伊長島区のほうは、実際にこの年山というのは、もうあ

るのかどうか、海山区と同様にあるのかどうか、まだ未整備だという話なんです、その辺の規模は、ほぼ同等と見ておるのか、どちらが多いよとか少ないよとか、大まかな見込みはわかりませんか。紀伊長島区の状態、はい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農林水産課長のほうから答弁いただきます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在ですね、紀伊長島区のほうの年山につきまして、現存する書類を基にですね、台帳整備を行っておるところでございます。ですので、正確な数字は、現在まだ把握はできてございません。ただ、想定されるのはですね、海山区ほどでは、多くはないのではないかとはいふには、考えてございます。以上でございます。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

私が相談を受けた物件1件についてですね、見てみますと、ある物件ではですね、その物件は契約切れが22年になっておりまして、それを継いでいくためにはですね、40万円の支払いが必要なわけですね。そして今、先ほど町長が言われたように、数千円からですね、多いものは100万円程度にまでなるだろうという話をされました。

なぜですね、今までこういうふうに放置しておったのか。また、その20数年にわたってですね、そこまで遡って請求、支払いをさせるというのは、法的に問題ないのでしょうか。また問題があつて裁判沙汰にでもなったら困るなという意味で、質問をさせてもらっております。回答を願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そちらのほうもですね、弁護士等と相談させていただいておりますので、課長のほうか

ら答弁いたさせます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに、議員おっしゃられますようにですね、数千円から100万円近い方もおられるのも事実でございます。ただ、この年山の契約の性格上ですね、基本的に契約書的に考えますと、その期限が到来した時点で、町に返還というふうになってございます。ただ、町といたしましてもですね、その時点で即返還ということではなくして、今までその積極的に期限到来につきましても、通知をしてこなかったという経緯もございます。そういったことから、まず今回、意向確認という形で連絡させていただきました。

そしてまたですね、今後、その方その方、個別にですね、対応をさせていただいて、相談にも乗っていきたいというふうに考えてございます。基本的に、また、顧問弁護士ともですね、相談させていただきましたところ、この方針で問題はないんじゃないかというふうな回答はいただいております。以上でございます。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

是非ですね、そういう法的にトラブルのないようにお願いしたいと思います。

それから、先ほどの数値なんですけど、貸与者数がですね、25団体と個人が290人で、貸与件数が675件の貸与件数があるということで、ただ、その意向を確認されておるのは、合計147という数字だったんで、かなりですね、まだ確認がとれてない部分があると思うんです。

それで、この文書を私、見た場合に、いつまで回答せえとかね、という日付が入ってなかったわけですね。なので、この辺はどういうふうなですね、いつまでにどういうふうになっていくんかということについてですね、その時期的な問題について、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。そういったところの考え方につきましてはですね、担当課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長が申し上げましたですね、年山貸与件数につきましては、全体の件数として675件でございます。貸与者数につきましては315名でございます、そのうちの期限切れの対象者数がですね、147名でございます。それと、その期限的な問題につきましては、現在のところですね、約半年ないし1年を目処にですね、その意向を確認させていただきたいと。あえてこの通知の中にですね、期限を書かさせていただかなかったのは、当然、個別に対応が必要であろうということで考えておったところでございます、期限については記入させていただきませんでした。以上でございます。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

その辺は、今後の進め方のところで町長に答弁いただきまして、そういうふうに行っていくんだと、そして、町長は丁寧に対応したいというふうに言っておられましたので、是非ですね、この文書を見たときに、何の前触れもなしとか、いきなりですね、文書が配付されて、回答せえということだったんで、私としては、行政として非常に不親切な対応だなというふうに、最初、思いました。したがって、そういうことのないようにですね、しっかり丁寧に対応して行ってほしいというふうに思います。

それと、もう1つですね、この貸与地台帳というものがあって、海山区のほうは台帳管理がされておると、だけど、紀伊長島区については、まだ台帳整備されていないものもあるよというふうな認識したんですが、この20数年にわたってですね、私の知っておる例ですよ。わたってそういう町側からですね、期限が切れておるとか、という情報がですね、いただけなかったというのは、1つはこの台帳のですね、管理方法とか、あと、いわゆる職務的に、怠慢なところもあったんじゃないかというふうに思うわけですが、町長はその辺は、どのように解釈しておられるんでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにですね、大変、町としてもそういった部分で進めていなかった。もちろん台帳がですね、きちんと整理されていないという要因もあるんですけど、そこで判断して、これ以上、延ばしても余計混乱するだろうということですね、思い切ってやろうじゃないという話になりまして、そういうことで台帳整理ができていた海山区のほうから手をつける。これ私も親戚とかお友だちに、林業関係の方多いもんですから、一定の混乱、それから、特に他所に行ったりですね、相続の問題とかあります。そういうお話も直にも聞いております。

ただし、これ今までのことはですね、確かにその台帳管理そういったものしっかりしてこなかったのも事実です。ただ、どこかで手を入れなきゃということで、思い切ってさせていただきます。その中で、突然そういう通知をいただいた方はですね、本当に、「えっ、なんやこれ。」というような形だと思います。そういう意味では、先ほど課長も申し上げたように、期限を特に切るわけでもなしに、相談をじっくりしながらですね、1件1件、丁寧に対応していきたいと、もう20年もして相続さえもわからんところもありますんで、そういう意味で、丁寧にやっていきたいよ。しかし、もうこのまま放っておけば、余計混乱するということで、我々もある意味、苦渋という言葉は適切ではないですね、やろう、頑張ろうという姿勢なんで、そこらご理解願いたいなと思います。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

町長、今、言われたとおりだと思います。大変な仕事に手をつけたというかね、そういうところじゃないかと思うんですが、やられる以上はですね、今後はそういう期限切れが起こらないように、是非、台帳のですね、管理をしっかりしていただいて、期限がきたときにはですね、期限ですよという通知をですね、是非、貸与者のほうに出していただくように、多分これね、10年とか20年のスパンになると思いますんで、その辺をですね、是非しっかり管理して行ってほしいと思います。

それから、もう1つは、この町のやる事業なんで、いわゆる不公平感が出ると困ると思うんですね。自分ところはちゃんと年月のですね、お金を払ってやっておるよ。ところがわかっておっても、それをしなくって、そのままになっておると、いわゆる、その今まで

のそういう慣例をですね、打破していかないと不公平感というのが出ると思いますんで、是非ですね、その辺をしっかりとやってほしいと思うんです。その辺に関しての決意とですね。

もう1つ、権利を放棄してですね、町に返還された山地、これを今度は町が管理していくためにですね、どのようなことをしていかないかのか。その辺も大変なことになると思います。その2つについてお答え願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃるとおりの問題点でございまして、基本的には年月のお金を払ってしていただいておりますとこと、そのまま放置しているところの公平感を保たなければいけないということで、弁護士の皆さんとも相談させていただいて、そういうどういうお金のとり方をすれば良いのか、先ほどおっしゃった3つのタイプがございまして、それぞれで法に抵触しないようにやっております。こう進めることが、公平感に結びつくものだと思います。

それと、返された山の話ですね。これもですね、皆伐して返していただくと、そのままにしておけませんので、町としてはお金がかかります。そしてまた、もう引き継がないよというところの山はですね、出しなんかで困る場所です。そういうのを出しても勘定合わないよというようなお話のところ、そのまま権利放棄という形にされますので、そうするとその山の適正管理、先ほどね、適正管理がなきゃ崩落がありますんで。

ですから、これはね、借りていただいている方への大変重い判断、それからその後、町としてその管理するお金がかかる。2つが二面性がございまして。だから、大変厳しいことでありまして、また、これからご理解、議員の皆さんにご理解いただいておりますんで、その辺はご理解いただきたいなと思います。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

その後々の管理のことも考えてですね、進めていただきたいと思います。

それと、もう1つは、やはり不公平感というのをですね、なるべく排除していただくというか、公平にやってほしいと思います。また、今、おっしゃられたように、海山

区とですね、紀伊長島区の温度差がこの業務でも大分あると思いますんで、その辺のですね、不公平感というのが出てこないように、是非しっかりやっていただきたいと思います。以上で、その回答を求めまして、私の一般質問終わらせていただきます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもまた議員のおっしゃるとおりで、公平にやっていきたい。そういう根本の中では、紀伊長島区のもですね、やっぱりそういったきっちりした、そういう地籍というんですか、林地の整理しなきゃいけないんで、そこをしっかりとやっていきたいと、そういう意味でも本年度ナビもですね、買っていただいて、そういうことも入れながら、しっかりと台帳をデータ化したりですね、まずはそこを整備しないと前に進めませんので、そういう意味では、おっしゃるように頑張ってみてまいりたいと思います。

10番 玉津充議員

それでは、これで終わります。

東清剛議長

これで、玉津充君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。

40分まで休憩いたします。

(午前 11時 29分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

東清剛議長

次に、3番 奥村仁君の発言を許可いたします。

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

3番 奥村仁、議長の許可をいただきましたので、平成26年12月議会における一般質問をさせていただきます。

今回の定例会における私の質問は、6月定例会での質問のうち、安心して子育てができる環境づくりについて、お答えいただいた内容がどのように進められ、町政に反映されているのか。また、進められている事業の進行状況や今後の方針について、もう一步踏み込んでお聞きしたいと思います。1点の質問なので、落ち着きまして、ゆっくりと質疑をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

先月の広報きほくに、来年度の幼稚園、保育園の園児募集の記事が載っておりました。6月定例会では、現在の募集方法だけで保護者はどこに通わせるのかを判断できるのか、また、しっかり伝わり理解できているのか、そういう質問をいたしました。答弁としては、伝わっておるのかということについては、ちょっと判断はしかねておりますということでした。保護者にとって入園させる園を選ぶとき、さまざまな基準を判断材料とすると思います。自宅からの距離、職場の位置、自分の実家との関係、送迎の有無や、その送迎に来てもらえる時間・場所、あとは保育料、その保育の時間、保育の内容としての教育などが、どのような形で受け入れられるかの受入の体制、家庭によってはさまざまな要望がある中で、入園先を決定することと思います。

前回の質問のあと、4カ月ほどの期間があったと思いますので、今回の募集にあたっては保護者サイドに立って考え、幼稚園の現状や保育時間や保育内容などの説明会などを開く等をやったうえで、来年度の募集をされたことと信じておりますが、どうだったのでしょうか。今回の募集にあたり、前回の募集方法とどのような工夫がなされたのか、お聞きいたします。

また、前回幼稚園、保育園の今後のあり方について、子ども・子育て支援法に基づく紀北町子ども・子育て支援事業計画を関係法令に基づく施策などのほか、昨年、実施したアンケートなどを参考にさせていただきながら、紀北町子ども・子育て会議にお諮りして、本年度末までに策定する予定でございますとの町長の答弁もございました。子ども・子育て支援事業計画についてお聞きいたします。

この事業計画を策定するにあたり、設置されている紀北町子ども・子育て会議の設置要

綱には、第1条から第9条までの条項と附則がございますが、委員の構成、開催実績、答申の内容についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、議員のご質問が幼稚園・保育園となっておりますので、まず幼稚園のほうを教育長のほうから答弁していただきますので、それでよろしいでしょうか、はい。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

では、お答えいたします。

幼稚園の園児の募集につきましては、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度に基づく3つの区分認定に応じて、利用先が決まっていますが、手続きはこれまでと時期や流れが大きく異なるものではないため、昨年とほぼ同様の内容で、広報きほく11月号で募集をしております。

昨年度と変わった点といたしましては、海山区におきまして、引本幼稚園を休園し、ふなつ幼稚園1園での募集をいたしました。平成25年度までは、ふなつ幼稚園と引本幼稚園の2園がありましたが、平成26年度、引本幼稚園の応募が少数であったため、ふなつ幼稚園1園での保育を実施してまいりました。平成27年度以降も同様のことが予想されるため、引き続きふなつ幼稚園1園で運営してまいりたいと考えております。一方、紀伊長島区におきましては、今までどおり紀伊長島幼稚園1園での募集を行いました。

募集内容の検討につきましては、今後、子ども・子育て支援新制度の支援の充実に着目し、保護者が望んでいる預かり保育、4歳児・5歳児の複数年保育の導入について、昨年度から検討し、関係団体との意見交換をしてまいりましたが、平成27年度募集にあたって、その内容を盛り込む段階には至っておりません。今後も検討を続けながら充実した幼稚園運営を目指してまいりたいと考えております。

また、幼稚園の特徴などは、地元紙、広報きほく、行政放送などを中心に発信していますが、今後は、インターネット等の電子媒体を使った発信も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、保育ということで保育園等についてお話をさせていただきたいと思えます。お答えをさせていただきたいと思えます。

保育では、平成27年4月から施行する子ども・子育て支援新制度に合わせまして、募集要綱を改定し、広報誌やホームページ、役場窓口、現在、利用中の保育から配付をしています。募集についてはすでに終わっており、現在、集計中でございます。

平成27年度から新制度に移行する大きな特徴といたしましては、保育の認定を受けることがあげられますが、現行と同様、家庭で子どもを保育することができないと認められることが前提となります。幼稚園を希望する場合はその条件がございません。希望される方は全員幼稚園に入園できるものとなっております。

そのため、保育の利用に関しては、各家庭の事情が大きく左右するものでありますが、総枠としては受入れ可能となっております。ただし、途中入所につきましては、地域的な特性として近くの保育園に定員の都合上入れないといったケースはございます。

保育園の教育、保育内容についての変更はありませんし、園としても保護者の希望を可能な範囲で配慮しておりますので、施設と保護者とのコミュニケーションはとれているものと思えますし、役場窓口でも問い合わせに応じているところでございます。

続きまして、子ども・子育て支援法についてお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられまして、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての受給計画と位置づけられております。計画期間につきましては、平成27年度から平成31年度までと設定をしているところです。

計画策定に関しましては、国が定める基本指針に基づきまして、地域の保育ニーズ等を踏まえて策定することから、平成25年12月に、小学校就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象にニーズ調査を実施し、回収率は就学前児童で67.6%、小学生児童で92.9%の結果でした。

事業計画は、このニーズ調査の結果を参考に、待機児童対策を含め、子育て中の保護者のニーズに対応したサービス基盤の整備を目指すものでございます。そこで、幼児期の学校教育、保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや、提供体制の確保内容、実施時期を定め、地域特性を考慮しながら、子ども・子育て会議の意見を踏まえて策定してまいります。

当町では、教育・保育施設が、公立幼稚園が3園、うち1園が休園しております。公立保育所が1園、私立保育所が7園あり、毎年総定員に満たない状態であり、施設としては主に都市部に見られる待機児童は発生しておりません。

事業計画の策定状況につきましては、現在、計画骨子を作成中でありまして、今年度中に子ども・子育て会議で説明する予定でございます。その会議の意見をもとに、事業計画案を策定し、再度、子ども・子育て会議に諮り、三重県との協議を経て平成27年3月に決定していく予定でございます。

紀北町子ども・子育て会議において、どのような議論がなされたのかということにつきまして、答申のことも述べられておりますが、最終的な会議は来年1月に予定しております。事業計画の案は、承認については、まだこれからです。これまでの会議での議論ですが、事務局から新制度の概要、目標事業量の設定、9月議会に上程いたしました条例の概要などを説明いたしました。

その中で、委員から質問として、一時預かり事業は幼稚園では、在園児も一時預かり保育の対象なのか。その対象範囲についての質問や、保育所の一時預かり保育の対象児についてなどのご質問がございました。事務局から、幼稚園の一時預かり保育は在園児も保護者の事情で対象になります。目標事業量試案といたしまして、実施時期は検討課題ではございますが、利用は1日5人ぐらいを見込みました。そして、保育所に関しても、現在検討課題としておりますが、1日2ないし3人程度の数値を試案として見込みました。入退所の措置で預かり保育の解消につながる方法もあることも説明いたしました。

また、委員からファミリーサポートセンターについて、都市部では行っているところはあるが、よその人のご家庭にお預けするのは、この地域には馴染まない。地域のことを最重視した計画にしてほしいなど、こういった意見が出たところでございます。以上です。

すみません。答弁漏れのようなので、追加答弁をさせていただきます。

子ども・子育て会議の構成委員については、子ども・子育て支援に関する有識者及び実際に事業に従事する方、子どもの保護者合わせて12名で開催をされております。実績というか、会議の開催状況ですね、お話させていただきます。

26年3月20日に、第1回会議。それから、8月5日の第2回会議。今年中に3回目を開催いたしまして、来年1月に先ほど申し上げたように事業計画案をお示しする予定でございます。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

まず、幼稚園ということで教育長に答弁していただいたんですけども、前回6月議会に質問させていただいて、募集方法いろいろ考えていただいたほうが良いんじゃないかとか、どういう希望を持たれているか把握していますかという、いろいろ質問させてもらったと思うんですけども、しっかりした答弁いただかなくて、考えていただいているということで、いろんな期待を込めてお願いしたところだったと思うんですけども、基本的にはこれは募集するにあたっては、保護者の方からのいろんな聴き取りとか現状の確認、そこら辺は丸っきりしなかったということで理解してよろしいですか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

直接保護者の方からは聴き取り等はやっておりません。

ただ、幼稚園、園長先生のほうから時々そういうような話し合い、訪ねてきて、幼稚園のことについて説明しましたとか、あるいは園の通信ですね、それを出すにあたっては近所にそういうような方が見えたら、いつでも幼稚園のほうへ来てくださいとかですね、そういうような紹介等も含めた文書が、発信されたというようなことを伺っております。教育委員会として、個別に誰々さんどうですかというようなことは、特に相談はしておりません。要望も聞いておりません。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

私が思うのは、行政のほうの考え方として、今、休園になっている引本幼稚園があると思うんですけども、実際に現在、休園中で、今後、どうするのかというところもあると思うんですけども、これは6月の質問とも被ると思うんですけども、今後、入園する可能性があるような保護者の方には、結局、園からいろんなそういう配付されるものとか、保母さんの方から通知というものが届くことはないと思うんです。

そういう方からの意見とか思いとか、そういうものを聴き取らないと、5名以上の募集がある可能性があるかどうかというのは、把握はできないんじゃないかと思います。それを、5名を超える可能性があったら開園しますよとかっていう、そういう判断をするのか

しないのか、前回ではしない方向でというふうなことが言われていたと思います。なんで、今回、これが昨年の11月号ですね。これが今年の広報きほくに載せられている、広報の園児の募集要項になると思うんですけども、これにも引本幼稚園に関しては休園としっかりと書かれています。ただ、バスのお迎え等に関しては、去年は載っていたと思うんですけども、今年のものに関しては、バスに関しても載ってません。どういうふうを送迎されるのかというのも把握できないような状態で、募集をかけられているのかなと思います。

教育長の答弁の中に、今後、インターネットを使ったような媒体を利用して、もっと皆さんにわかるようにというふうに答弁があったんですけども、現在、紀北町のホームページがあると思うんですけども、紀北町のホームページのトップページから入って、暮らしの情報、教育、その中で小学校・中学校・幼稚園一覧というふうな項目があるんですけども、12月10日に確認しました。本日の朝も確認しました。幼稚園の中に引本幼稚園が入っています。基本的に募集をかけない、今後も休園から閉園に向けて考えているようなことであれば、こういうところもきちっと対応しておかないと、インターネットを使った募集要項をやりますよと言ったときに、若い世代の方は、こういう検索をしっかりされると思うんです。

プラスこれは民間のものなんで、どれぐらい町のほうからできるかというのは不明なんですけども、民間の幼稚園情報を確認すると、引本幼稚園は閉園にはなってないです。やっぱりいろんなそういう情報を利用して、今後やっていこうというのであれば、こういうところの情報の改善もお願いしなくてはならないと思いますが、あることを前提で、紀北町へ転入とかしていただくとありがたいんですけども、そういうことを考えておられる方も、もしかしたらいるかも知れない。そういうことを含めて答弁を願います。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

まず、募集のことにつきましてですけれども、今年度の募集には送迎方法という欄を一つ設けてありまして、幼稚園バスで対応というふうに記載させてもらっております。

それから、インターネットを使って幼稚園の紹介等も今後やっていかなければと思っておるんですけども、そういう面ではきちっと、今、休園中ですので、今、載せてありますけれども、そういうことについてもですね、きちっとわかるようにしていきたいなど、そういうふうに思っております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

幼稚園のことにだけになってしまいうんですけど、あと保育園のほうにも関して同じことになると思うんですけども、子育てしていく、今、この就学前児童、多分何歳から何歳ってあるんだと思うんですけども、基本的には0歳、0歳以下というとおかしいんですけども、紀北町で結婚されて住まいを持たれて、今後、ここで子どもを生んだときに、生まれたときに育てていこうという、そういう方も含めて聴いていくべきじゃないかなと、今年入れようかなというときには、もうすでに遅いと思うんです。そういう方の意見を集める場所というのは必要かと思うんですけども、それを6月のときにもお話させてもらったと思うんですけども、丸っきりやられてないのが現実、今現在まで半年しかなかったと思うんですけども、今後、そういう場所を設けて、紀北町に住む若い方からのいろんな声を聴く場所、現在の紀北町の保育の状態を説明するような場所を設けていこう、そういうふうに考える気持ちとか、予定はございますか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

ただ、個人情報の関係もありますので、やはりそこらは慎重に、誰にお願いするかということは考えていかなければいけないと思いますけども、やはり若い保護者の方からの意見をいただくということについては、いろんな何かの方法を考えてですね、やる必要があるのかなと、そういうふうに思います。

ただ、1箇所に集めてどうのこうのということについては、今後ちょっと難しいような気がしますので、何らかの方法でですね、若い方々の意見を聴いていくということについては、今後やっていく必要があるかなと、そういうふうに思っております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

今の答弁なんですけども、1箇所に集めて、対象者を全部100%集めろということではなくてもええかなとも思います。希望される方だけでも、こういう情報、紀北町がこういう方向でやっていきますよということを、しっかりと聴いていただく場所づくりというの

がないと、基本的には、じゃ問い合わせがあったから教えますというような姿勢なんじゃないかなというふうに感じとれるんで、そうじゃなくて、こういう場所があるから、是非聴いてください。

紀北町には、子育てにはこういうメリットがありますよというのを、きっちりお伝えして把握してもらおう。6月のときにも紀北町が把握してないと、しかねていますというような答弁やったんですけども、把握してない状態で募集だけかけて、来なかったから少ないから、もう休園、もう開園もしない。それでは基本的には保護者、住民の方の意見を吸い取ったうえでの、施策を考えたものではないんじゃないかなというふうに思いますので、是非、そういう場所をつくって、設けていただいて、しっかりと今の状態を聴いていただく場所を作っていただきたいと思いますけど、どうですか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

集まってもらおうかどうかということについては、ちょっと難しいかなと思うんですけど、とにかく若いお母さん方、あるいはお父さん方ですね、意見を何らかの形で吸い上げると、聴くというようなことは今後やりたいなと、そういうふうに思っております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

はい、わかりました。幼稚園のほうに関しては、今後も全体的にどうやっていくかというのを、この辺で考えていただいてですね、進めていっていただきたいと思います。

では、保育のほうに移りたいと思います。紀北町子ども・子育て会議に関してなんですけども、これは紀北町子ども・子育て支援事業計画を策定していくにあたって設置するというので、委員は2年の任期で構成されるというふうに伺っております。これに関してなんですけども、今、町長の答弁の中で、平成27年3月までにという答弁があったんですけども、前回、聞いた中では、今年度末までに策定と聞いたと思います。議事録があるんですけども、それに対して確認したいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実に、私、議事録を見てないんであれなんですけど、課長のほうからですね、少し遅れているというふうなお話は聞いております。課長のほうから、きちっとその辺の理由をお話したいと思います。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は27年3月までに県に提出するものでございます。それから、子ども・子育て会議なんですけども、本当にこう遅れているのは、本当に急ぎの業務がございまして、言い訳になりますもんで、その内容は申し上げませんが、私の判断で一旦止めさせていただいて、この12月26日に3回目の会議を開催する予定でございます。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

すみません。私ちょっと町長の答弁の、27年3月を27年度3月末って聞いたように思ったんで、質問させてもらったんです。はい。これ27年3月末ということであれば、前回、聞かせてもらったことと同じなんで、この年度内に策定をしていくということでお聞きいたします。

内容なんですけども、資料として過去2回、今、お聞きした3月20日に1回目、26年8月5日に2回目の会議を開催されたということでお聞きしたんですけども、1回目に関してはほとんど工程の説明と、アンケートの結果というふうに書かれているんですけども、この子育て会議の中では、いろんな、子ども・子育てといたら、かなり広い年代のことを問われると思うんですけども、今回は保育園、幼稚園という形で、少し絞ってお話させてもらっていますので、この保育園、幼稚園に関してのアンケートに関してですね、前年度取っていただいたと思うんですけども、その結果のまとめたやつを課長のほうからいただいたんですけども、アンケートの内容といたしましては、まとめていただいてあるやつの内容を、聞いたということによろしいのでしょうか。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

子ども・子育て会議では、このアンケート、ニーズ調査、正式に言いますとニーズ調査なんですけども、ニーズ調査の結果概要について、ご説明させていただきました。ただ、そのあと結果報告書という形で、議員さんには全員に配らせていただいております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

ニーズ調査を昨年度されたということなんですけども、これ策定にあたってのニーズ調査であって、保育園と幼稚園、今後どうしていただきたいかというような内容、あまり盛り込まれていなかったんじゃないかなというふうに、今、これ結果を見て思います。実際、この年度内にそういう策定をしていくというところであれば、紀北町の今から、保育園は、1園だけですね、公的なものは。民間があとほかの園は民間であるということがあると思うんですけども、これを今後の紀北町の人口があると思うんですけども、対象者が少なくなっているという、ほかの地域ではこの策定によって出てくる内容というのは、待機児童が多いような地域の内容というのが、かなり盛り込まれたようなことで、策定しなければならないというようなことなんじゃないかなと思うんですけども、その地域に見合ったような策定も中に盛り込んでいくと、そういうことをやっていく、そういう計画はございますか。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えします。

議員ご指摘のようにですね、この地域は待機児童がございません。その関係で保育園、幼稚園を新設するという必要はありません。現在の認可定員で十分やっていける範囲でございます。

その中で、それ以外に地域子ども・子育て支援事業というのが、国のほうで、国・県の補助で行えるんですけども、そういうような事業に関しまして、例えば一時預かりなんですけども、これを私らとしては取り入れたいけども、ただ、会議の委員さんのご意見を聴

いて、今後も進めていきます。それをいつから取り入れるかとか、その何年目ぐらいを取り入れるかというのは、まだ、今度の会議でお諮りする予定でございます。

それから、子育て支援センター、このニーズ調査では、私らが思っていたよりもこの認識が、このニーズ調査では低いです。ただ、実態はかなり利用されております。保育に關しましては、この子育て支援センターへ通われて交流されて、そこで相談されて、そこで保育所に入所と、そういうような運びになっていくんですけども、その子育て支援センター、放課後児童クラブは、今後も引き続き運営してまいります。

それから、あと利用定員は十分賄えるんですけども、小規模のですね、例えば家庭的保育、5人以下の家庭的保育だとか、居宅訪問型保育、1人、1対1対の保育なんですけども、こういうものに関しましては、今後、出てくる可能性がございます。事務局としては30年ぐらいにあるかも知れないということで、その利用定員を予定しております。それも今度の会議でもお諮りしたいと思っております。

それから、保育時間に関しましては、平日、土曜日の保育時間に関しましては、午後6時までの意見で終わっております。ニーズ調査で終わっております。ということは、この地域は夜間のということまではいってないと、お母さんは、特にお母さんはこの通勤されるので、範囲でですね、都市部のように1時間も2時間もかけて通勤されている方は少ないと思います。そういう結果も踏まえて、今度の会議に諮ってまいりたいと思っております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

いろいろ調査もされていると思うんですけども、実際に今後の紀北町の保育園、幼稚園がどのような形で進めていくのか、形をどうやってとっていくのかというのは、多分、行政、町長の考えがあると思うんです。このままいくつも保育園があった中で、保育園の経営されている方も大変な思いをされている中で、切り盛りしていただいております。幼稚園を充実させると、今度は保育園が苦しくなると、そういうような流れで、保育が進んでいない、計画が進んでいけない、そういうふうなことだと思っております。町長は、どういうふうな形をもって今後やっていきたいと計画を考えられているか、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、子ども・子育ての支援事業ですね、ニーズ調査が必ずしなきゃいけないということは、結局、待機児童等をですね、都市部等できちっと把握してですね、それを解消しなきゃいけないというのが、市町村の役割だというようなことだと思います。

そういう中、我々の町、それぞれの町があります。中にはですね、保育園のない公立のところばかりもございます。それは町、町それぞれの、何ていうか歴史的背景がありますんで、今、議員まさにおっしゃったように、どちらかに力を入れると、どちらかがということがあり、特に民のところがあつて、教育や保育で民、公という色分けはおかしいと思うんですが、やっぱりそういった面もですね、配慮しないと、ということは結局、保育園を運営している方や、教育委員会の皆さんとですね、いろいろ話し合つたうえで決めていかないと、一方的に、こうドンドン、ドンドン保育の面から、幼稚園の面からするわけにはいきませんので、まずは、こういった子ども・子育て支援の事業計画、基本的にニーズが賄えているかということから入ってですね、町そのものとしての運営形態というかな、それぞれ相互の連絡、今、預かり保育の話がよく出てます。そういうのは幼稚園の中でも出ている話も十分認識しておりますが、それらはですね、個々に、やっぱりひざを突き合わせながら議論しなければいけない問題だと思いますんで、それらはしっかりと保育園、幼稚園の中でですね、やっていきたいと思います。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

それではですね、とにかくやっていただく、この策定にあたっては今後のことをしっかりと考えたような、この町ならではのものにつくり上げてもらうということを期待しております。

先ほど教育長、教育委員会のほうで言い忘れたんですけども、引本幼稚園が閉園するときは、4歳児、5歳児の2年保育だったと思うんです。現在、統合したような形で1園になってしまった結果、5歳児のみの1年保育になってしまっておる。これは基本的には統合したら2年保育だったところを統合してしまった。そういうところであれば、国では3年保育までできる幼稚園ですけども、ここは1年に切ってしまうということも現状なんで、これを2年にする、3年にしていくというほうもニーズに合わせて検討する、そ

ういうことを盛り込んでいただきたい、そうと思いますが、いかがですか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

その件におきましては大きな課題だというふうに、こう私ども思っております。船津幼稚園ができたときの経緯というのがありますので、そこら辺も私どもよく考えながら進めていかなければいけないのかなということで、大きな本当に課題の1つかなと、そういうふうに思っております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

経緯が大事なのか、今、子育てをしている保護者の方とか、今から子育てをしていくという方々の気持ちが大変なのか、ちょっと微妙なことだったと思うんですけども、経緯は経緯で置いておいて、今からのことを考えてしっかりとやっていただきたい、そう思います。

いずれにせよ、6月の質問から進んだことというのは、基本的には進んでいないんじゃないかなというのが現状です。今後、これに関してはもっと回数を重ねて聞いていきたいと思えます。安心して子育てができる環境づくりには、この町の人口や高齢者を支える活力や地域の経済にもかかわる大切な施策だとも思えます。今までどおりではなく年々改善し、町行政として目標を立てて、しっかりと取り組んでいただくことを確認、今、答弁いただきましたので、それを確認いたしまして、私の12月議会の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

東清剛議長

これで、奥村仁君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。昼食のため休憩いたします。

1時半まで。

(午後 0時 20分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 30分)

東清剛議長

次に、6番 瀧本攻君の発言を許可いたします。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

平成26年12月の定例会の一般質問させていただきます。

私の質問は4点ございまして、もう町会議員も2年生になりましたんで、ちょっと成熟してですね、町長とですね、町民のために議論していきたいと思います。

まず、財政出動する考えがあるか。これはずっと私は言ってきました。平成26年度で無理ですね、もう。今期で終わりですからね。だから、平成27年度当初予算でですね、財政出動があるかどうか。それと財政課長に、今、どういう財政状況にあるかということをお答え願いたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、瀧本議員のご質問にお答えします。

財政状況は財政課長ということで、後ほど答えさせていただきますが、財政出動ということで、27年度の当初予算であるのかということでございます。私といたしましては27年度ということよりも、申し訳ございません。27年度以降という答え方をさせていただきたいと思います。におきましてはですね、今回の一般質問の中でも、ほぼいろんな方からご質問いただいたようにですね、中州地区の津波避難タワー、相賀本地地区の津波避難ビル、消防署の移転、そういった大変大型事業ですね、これから抱えておりますので、それらを着実に実行していきたい。そういう意味では、27年度当初予算並びに次年度からもしっかりと予算化して実行していきたいと、そのように思います。以上です。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

議員さんの質問にお答えします。

まず、26年度末の基金残高につきましては、土地開発基金2億円を除きまして約57億円ございます。そして、特定目的基金を除きますと約37億円、これは財政調整基金が25億8,000万円と、減債基金が11億2,000万円ございます。あと25年度末の町債残高が、今、121億ございます。これにつきましては、交付税の算入率もございますので、それを言いますと79.4%が、交付税の算入率がございますので、実質、町の負担分としましては、約25億円ぐらいが、町の負担分となる見込みでございます。

そして、町長も言われたとおり、今後、環境施設の更新や、それから、消防庁舎の移転、それから、災害に強いまちづくり等、いろいろな課題がございますので、基金がこういう57億円もありましても、それなりに、また28年度からは交付税が合併算定替えから上乘せが5年かけて減額されまして、32年をもって完全に廃止されます。あと、有利な起債であります過疎債と合併特例債も、32年度で終了いたしますので、財源は決して、それをみますと財源は決して余裕があるというものではありません。以上です。

東清剛議長

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

57億と今おっしゃったんですけども、この12月のまだ予算が確定してないですけども、これを含めた額が57億かどうかと、それで今後ですね、株の配当も増えてきますね、1年間。2割になったんだから、消費税も増えてきます。だから、私は60億を超えてくると思うんです。その辺のシナリオを財政課として、どういうふうに考えられておるかということですね。その辺のご答弁をお願いいたします。先ほどおっしゃった、一本算定、一本算定というけども、具体的にそれはどういうことかということをお教え願いたいと思います。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

まず先ほども言いましたとおり、財政調整基金につきましては、今回の補正で7,246万

4,000円を繰戻ししました。それを含めると、先ほども言いましたように、約26億円ぐらいが、先ほど言った、25億8,000万円が財政調整基金になります。

そして、株の配当って言ってましたんですけども、それにつきましては、多分、地域振興基金の資金運用の関係の債権のことを言っておると思うんですけども、それにつきましては、運用資金としまして、26年度で591万5,400円が入ってくる予定でございます。

違いますか。

6番 瀧本攻議員

交付税で入ってくるでしょう。

井谷哲財政課長

すいません。そして次に、一本算定の関係なんですけども、26年度の普通交付税の関係で、合併算定替えて、一応これ臨時対策債も含めまして、現在42億4,000万円、これで一本算定で計算しますと、37億4,000万円で、これ臨時対策債も含んでおります。差額が5億円、現在あるわけです。これにつきまして、32年度までに一定の率でドンドン下がっていくということでございます。割合を、いいですか。

東清剛議長

再度、質問してください。

6番 瀧本攻議員

あのね、課長、株の売買あるでしょう、上場株の売買、去年から本則に戻った。10%が20%になった。それで、株の取引が非常にたくさんになった。それが地方税にくれるわけですよ、10%のとき、何%やったかな、くれるわけですよ。それがおそらくリンクしてないと思うんです。26年の結局、1月から株がきて、今年度というたら9カ月ですから、9カ月やない、1年分、1年分やない9カ月か、9カ月分があがってくるわけ。25年度分は3カ月あがったわけですよ。

だから、26年度分は、26年の4月から来年の3月までの分がですね、20%だから、株の配当が増えてくるわけです。消費税も今年の何月やったんですか、8月ですか、4月か、4月から結局8%になった。その辺の見込みをちゃんと組んでおるんですかと。だから、私は税収があがってくると思う。もっとね。だから、その辺のですね、いうたら町の収入に対するですね、シナリオを何も研究してない、おそらく60億円を超えてくるよ。この私の試算でいったら、この27年度、いわゆる26年度決算でですね、60億円を超えてくる。それを言っておるわけです。

そしてね、町長。町長は私の前の質問のときにね、100億円の予算があつて、54億円のね、25年度で残高があると。これは数字は合うと。そうしたら、600万円の家庭で例えて、600万の収入があつてね、300万の預金があつたら、減っていくつて。そんなことないんさ、段々増えてきとるんやで、そうでしょうね。だから、町の財政と家計の財政と違うということ、やっぱりわかつておみえにならない。これ非常にね、そやでもうちよつとその町長は数字は、ちょっと具合が悪いっていうけどさ、やっぱり全て数字の上に成り立つとるんですよ。その辺を把握してもらつて、やらんと財政出動もできんね。

そやで明確じゃないでしょう、財政課長。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

先ほど言われたとおり、瀧本議員が言われましたように、税収が増えましたら交付税はその分だけ減額されるという格好になりますので、はい。以上です。

あと、もう1つ、消費税の地方消費税交付金の関係でございますが、確かに今年度の当初予算で、去年の決算が1億5,769万3,000円ありまして、今年度、消費税の関係で1億7,300円見込んでおります。これにつきましては、先ほど瀧本議員が言われたとおり、消費税が5%から8%に上がった分で、地方消費税率が1%から1.7%になるという、それを見込んで上げております。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

課長、あんたの考え方は間違ふと。交付税が減っていくのは、わかる。だけど、自主財源が増えてきたらね、そのうちの4分1は、留保金にくれるわけですよ。勝手に使いなさいつて。それを当町は残してきとるの。

それと先ほどおっしゃつたね、消費税は1億5,000万円だった、決算ね、だから、1億7,000万円、2,000万円しか見込んでないんやで、8%上がつとるんやで、そうなるね、だいたい1.6倍ぐらいになるんですよ。だから、その収入のシナリオをね、勉強してないのかなと思う。財政については、これで終わりますけどね、よくよく勉強してやらんと、いかんと思うんです。町長もその辺のところをです、そして、財政出動を今おっしゃつたように、2のところであるということと、他に例えばインフラの整備だとかね、そうい

うもんも全部やっていくわけ、それから空き家対策やとか、あとで言いますけどね、そういうものに全部、財政を出動するんですか。大体、いくらぐらい出動する考えでおるんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、いろいろとあれですけども、いくらとまだ当初予算をですね、組み立ててないんで、今の段階では、いくら、いくらということは申し上げられません。申し訳ございません。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

非常にね、今の段階である程度わかっておらなあかんね。温泉プールについてはですね、26年の4月から会議しとるわけですね。今年の9月までにね、だから5カ月かやって、温水プールをつくるというふうに明言しております。これも陳情か請願もあがっております。

消防署の移転についてはですね、24年の12月に始まってですよ、これすら海山消防だけ、もう完成は29年度ですか。もう非常に遅い、消防署の移転協議して、移転協議したのは26年の7月や、今年のね。

それから、もう1つはですね、相賀の避難施設ですね、ビル等についても、26年の5月に協議してですね、この9月に設定しとるわけですよ。

それから、中州のことについては、25年の5月に設定してですね、まだボーリングしとるだけや。スピード感が全然ない。だから、減災0とか言っていますけども、この辺のシナリオをきちっとせんとですね、いかんのじゃないですか。

それで議事録もとってないことはおかしいと思う。事業するにあたって、議事録とって、やっぱりステージ2とおっしゃったかな、ステージ2だったら、本当はもうかかっとらなあかんわさ。だから、この4つの点についてですね、町長は公約の中で任期中にやると言っとるわけや。これ任期中にできんですよ。その辺どうなんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私としてはですね、シナリオどおり、今のところ進んでいると。

尾上壽一町長

2問目のほうへサラサラと入ってしまったみたいなんです。

私としてはですね、それぞれ中州の避難タワー、それから本地のビルとか、シナリオどおり進んでいると認識しておりますし、また消防等につきましてもですね、消防組合とこちらの広域の組合を組んでおりますので、これはやっぱり消防議会、消防本部組合のほうとしっかり検討していく中で、消防計画の中で、こういうスケジュールになっております。そういった意味では、他の部分のところは、私の中では着実に予定どおり進んでいるというところでございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

私、消防の監査をね、1年やりました。町長が副管理者ですね。尾鷲市長が管理者です。消防組合はただ通すだけなんですよ。三重紀北消防組合は、そうおっしゃってました。桑原監査役も、こっちで予算化してもらったらですね、それを通すだけのことで、原資はこっちが全部出すんだから、その辺を消防組合とってお逃げになる、あなたは。それはもう詭弁ですわ。

それで、私が言った、この4つの問題ですね。何月に完成する予定なんですか、その期日を教えてください。シナリオどおりと言うんだから、シナリオできとったら、何月にできるというのは、わかるでしょう。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、お金は確かに帰属する消防署がですね、建つところのお金なんで、議員おっしゃるとおり、お金は用意するのは紀北町になります。ただ計画そのものはですね、やっぱり消防組合の中で、建てていただいて、長期的なスパンの中で、どう整備していくかということなんで、これは消防組合そのものの考え方、議員もございますので、そういうのを大事にしていきたいと思っておりますし、そうすべきだと思っております、そのところはですね、お金は確かに紀北町が負担するようになっておりますが、そのところをご理解いただきたいなと思っております。

もう1つは、いつというのはですね、これからそういう設計も始めましてですね、やっ
ていくわけですから、着工年度とか、その設計年度、そういったものはわかりますけど、
いつできるかというのは、おそらく年度末とかですね、そういった形、また金額が大き
なったらですね、紀北中学校のように繰り越して2年でやっていかなきゃいけないとい
うようなことになろうかと思えますんで、それぞれが、やっぱり末がいつということは、設
計もできてない段階では、少し申し上げられませんが、よろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

ということは、公約を任期中にやるということは、ズレるということですか、公約違反
ということに解釈してよろしいですね。任期中にできないわけですから、そして、もう1
点ね、三重紀北消防組合っておっしゃっていますけども、私は署長さんにも、代表監事の
桑原さんにも、早く予算を付けてくださいと言われとるわけですよ。それをあなたは、消
防組合で了承を得やないかと、それは詭弁ですよ。向こうの耐震構造にしたって、耐震
構造やるのに、向こうは予算付けてですよ、今の消防署をしたわけですから、そんなこ
とはね、私には通らんですよ、それは。

早くしてくれ、早くしてくれっていう声でですね、私はそれで11月の監査をやって終わ
りましたよ。それは町長、ちょっとおかしいんじゃないの。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

早く予算をとというのはですね、消防そのものが早く建てたいという気持ちと、やっぱり
計画を立てながら進んでいくことは、また別個だと思います、私は。個別に言えばですね、
明るる日にでも、えいやという形ですね、4つの消防署を建てたいって、それは消防職
員とか、消防関係の人は思うかも知りません。尾鷲市との関係も紀北町との関係のこ
とも考えた上で、こう計画を立てられたものは、消防署そのものもですね、そういう考え
のもとで、されているものと思っております。

また公約についてはですね、私はこれを造っていく、造っていく、造っていくというよ
うなことを、公約として述べさせていただいたんで、それについて着実に、こういう消防
組合での計画も立ち上げて、今のところ消防組合で、全協でも報告させていただいており

ますんで、そういう計画で建てていくよということですから、何ら公約違反ではないと思いますし、他のものについても、こうやりますよって、今、これまでの議員にも、いろいろ答えておりますんで、こうやっていきたいですと。

しかしですね、これらの事業は別として、公約としてあげても、それぞれがですね、その任期中に全て全部うまくいくかといえば、例えば経済対策なんかいった場合、一気に4年でいくわけがないですよ。だから、そういう意味では私は、この4年間の中で着実に、私の公約を一步ずつ進めているという意味では、何ら公約違反ではないと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

まあ違反であるか、ないかは、町民の方がわかるんでね、私語を慎んでください。消防署の移転についてはね、24年の12月から立ち上げとるんさ。それで、26年度、27年度。まあ25年は。12月やで、25、26年ね、2年間で、場所もよう選定せなんだんや。私にいうたら、これね、執行部の職務怠慢やさ、財源もあるんやで、消防は2年間ですね、場所を探すのにですね、かかったんですか、これかかるとるわけでしょう。来年にあげてくるわけでしょう。これ見たらわかるよ、これ。

どうもね、町長の答弁はね、軽いですわ。もうちょっとズシッとくる、私らにビヤッと響くような答弁してもらわんと、これどんだけ質問したって、糠に釘や。どうですか、この辺。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、計画そのものもそうです、そういうものを決めたことによって、それでやってきた。ただ場所だけが決められないということですね、その2年間かかったとか、そういう問題ではございませんので、消防のデジタルから始まり、高速道路対応、そういったものも計画を踏まえて、やってきて、2年間そういうものを加味しながら、やってきたということであって、2年間、土地だけのためにできなかったということではございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうしたらね、100歩譲っていうなら、それを中間報告で言わなあかんわね。消防はこういうふうに動いていますと、ここデジタルもあれで、高速もあってね、あなた、これ自分の公約でやるとおっしゃったわけですから、2年間なにもしてないわけや、直ぐデジタルって逃げるわけや。これデジタルに変えようと思ったら簡単なことですよ、こんなものは。簡単ですよ、こんなものは。お金どうかしたらできるんやで、デジタルもあかん時はあるわけやでね、何も一生懸命やってこなんだということですよ。

だから、それに比例してですね、水泳の温水プールはですね、これは任期中にやるのかな、任期中に。29年度の10月に完成すれば、任期中ですわな。だから、29年の10月に完成するものは、この中にどんだけあります、4つの中で。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

例えばですね、デジタル1つをくくって、お話ししていますけど、デジタルも共通波とか活動波ありまして、これ県全体でいろいろ取り組んでくる事業もあったし、それで活動波として、こっちで6億から7億か、6億前後かかっていますけど、そういったものもあったということでもありますので、金さえあったらということで、県全体の中の流れの中で進めてきたわけなんですよね。それは町村会とか、そういったものも巻き込んで、市長会も巻き込んでやってきたことなんで、それは、それも計画どおりやってきて、デジタル化に向けて間に合うようになったということでございます。

それと、あと何やった。任期中にですね、これはまた議会の議決もいりますし、皆様のご理解も得なければいけないんで、私としてはできる限りやりたいという公約させていただいたものは、したいという以外は、今の段階ではないと思いますが。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

私は今までの議会ではね、この4つをね、財政出動してやればね、議会は承認すると思うよ。これ、皆後押ししとるんやで、私はこれを質問した時はですね、お尻を押してくれたとおっしゃったことあるんですね、だから、着実に早くやっていただきたいですね。だからその辺のちょっと緊張感がないように思うね。やっぱり、段取りをして、ちゃんとせ

んと、物事は段取りが大事なんです。段取りをちゃんとしてやらずと、いいものができてこんのですね。その辺のところ、任期中にやると、任期中に完成して、いわゆる29年の10月まで、テープカットできるということに努力するということが理解してよろしいですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

努力はいたします。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

この答えを引き出すのに10分かかった。いや、町長、笑い事やないで、笑いながらね、やっぱり物事を進めてかんとね、私もそんな怒った顔ばかりしとったら、あかへんのやでね、私は町民のために言っとるわけです。私、町長はよく私がね、考え方が違うとおっしゃるけども、私は町民の声を吸い上げて言っとるわけですよ。私の言っとることについて、賛同される方がかなりおるわけですよ。商売人ですけどね。瀧本君、君の言っとることはあつとるわと。

だから、財政出動はその点で必要なんです。だから、まずちょっと飛びますけども、この空き家バンクと、地方創生もあるけどさ、この地方創生のほうに、先に行かせてもらいますけどね、地方創生でですね、アベノミクスという点について、町長はどう、アベノミクスというのは、3本柱ですね、それのお答えと、その地方創生をどうするかということをお答えいただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

金融ですね、そういった経済、その他いろいろとですね、成長戦略、3本の矢ということで、行っております。そういうことから、いや申し訳ない、私が勝手に、かえさせていただきます。そういうことで、ただですね、今、アベノミクス、いろいろテレビでも言われております。そういった意味ではですね、まだまだ地方にしっかりと、そういった波及効果がないのも事実だと思います。ですから、今後の日本創生ということでですね、いろ

いる特別な予算も出てこようかと思えます。ただ、私は政権をどうのこうの言うつもりはないんですが、今まで言葉だけで踊って、いざ地方におりてきた時に、それをですね、地方が使いやすいかという、大変いろいろな問題もございます。国土強靱化にしても、何にしても、そういうところがございまして、我々としては、そんな中で知恵を絞ってですね、使えるものは、しっかりと取らせていただいて、紀北町に必要な事業においてはですね、そういった部分もしっかりと対応していきたいと思えます。以上です。

6番 瀧本攻議員

答えてない。

東清剛議長

質疑してくださいよ。

6番 瀧本攻議員

アベノミクスの3本の矢を聞いとるんだから。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

経済対策ですね、成長戦略、それから金融緩和ですか、はい。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

ちょっと、合うとるようで合うとらんね、80点やね。金融政策と財政出動と成長戦略ですよ。だから、成長戦略の中に、この地方創生が入ってきたわけですよ。だから、今日の日経にも載ってましたわ。一極集中の東京をですね、やめるために、地方でそういう雇用の場を増やせということで、地方へ本店を持ってきたら、税金をまけよというようなことも載ってきます。これからこの1年はですね、激動の1年になると思うんですわ。来年度はね。だから、アベノミクスをですね、この地方創生ね、だから1,718ある自治体の中で、おそらく三重県の場合だったら北はこういうのは下りてきません、企業があるから。弱いところへ下りてくるわけですよ。知恵を出さなあかん。企画課長どうですか、その辺のところ勉強されたと思うんですけども。町長はよう答弁せんやろ。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

私のわかる範囲内でお答えをさせていただきます。

実は、先月も、まち・ひと・しごとの法津が通りまして、それに関係で県のほうで各市町の企画担当課長が集まっているいろいろご指導というか、いろんな勉強をさせていただいております。

その中で、印象に残りましたのは、各市町が各市町に合った特徴のあるものを出せと、それによって少子高齢化をなくして行って、地元の経済も生かしていきたいというお話が頭に強く残っております。その中でやはり知恵を出さんと、国のほうとしても支援もなかなかやりにくいというのが前面に県の方がお話としてされておりましたので、私たちも来年度、現在つくる予定をしております地域戦略にあたって、今年度からいろんな分析をやっていきたいと、このように考えております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

第2次安倍内閣のときの藤村総務大臣はですね、その石破さんも担当になりましたけども、大体5年間で1兆円を出すと、そういうアイデアのある町にね。特区も10箇所ありますわ。特区指定されたの、ここに書いてあります。これあとでお渡ししますけどね。

それで、交付税で1兆円を出すと、全体で平均すると1年間に4,000億円という金が出てくるわけですね。それを、知恵を出してパラダイムシフトというのかな、広角的に山、海、ゼネコン、商店等を見据えていかんと、この地域の発展はあり得ないと思うんですよ。そのために、課長さんあたりもポテンシャルというのですか、いわゆる潜在能力を発揮していただいてやらないと、この波には乗り切れないと思う。

そやで町長は、運の強い人ですね。こういうときに町長になっておるんだから、やっぱり人間というのは運の強い人がおるんですよ。運というか、運氣というのは。運が強い。だからね、こういうところへね、やっぱり乗り切っていけばですね、町長の足らんところはですね、その専門家おるわけですから、その辺を十二分にね、ポテンシャルを上げてもらってやっていただかんと、地方創生の波には乗っていかんですよ。

それで、石破さんのおっしゃっておることはね、今まで列島改造論もね、それからいろんなことありました。竹下登のふるさと創生も、それは何もPDCAのCを全然してないと。この町はどこでどうなったのかというチェックをせなあかん。そのチェックをして、

そして、どうしていくかということですね、やっぱり企画課、また水産商工そのあたりで、副町長トップやのう、これは。副町長をトップにしてやってもらわんと、大まかに町長は見ておってくれたらええんやでね。だからその辺のところの体制を整えていかんと、やっぱり他の市町村から私は遅れをとると思います。

民間についてもね、5,000億円というお金を出してくるんですわ。それで1社当たり、最高で5,000万円、そして民間の私が言いました信用金庫あたりはそれを融資せえと、担保無償で、政府保証ですわね。だから知恵を出して、いわゆるその地方で雇用の場を増やせということなんですね。その辺についての町長はどういう考えでおりますか、地方創生に対する。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のこの部分、本当におっしゃるとおりだと思います。知恵を出していかなければいけない。その場面ではですね、しっかり私も実はですね、内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局次長末宗さんという方の講演も受けたんです。もう議員おっしゃるように知恵を出せと、知恵を出したところにはお金も出すよというような感じでございますので、副町長は優秀な方なんで、副町長をトップにですね、どういう仕事が出てくるのか、また県とも十分県の職員さんなんで、そこらも、今、紀北町の職員ですけど。きっちりとやっていただいてですね、できるだけ早く情報をとって、よそにも先駆けてそういう予算取りをやってですね、これこそまさに議員おっしゃるようなやり方だと思いますんで、そして、国からできるだけこう厚いやつをとってきて、どんどん紀北町に合うものがあれば活用していく、これはもうおっしゃるとおりだと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

もう1点、付け加えますとね。新藤大臣はですね、結局、日本列島津々浦々まで景気を良くすると言っておるわけです。財政出動というのはね、景気を良くするということです。私ちょっと言い忘れましたけども、選挙が終わったときに52%景気回復してくれということなんですね。それで社会保障と景気とは行ったり来たりしますわ。それで両方足すと大体60%から70%ある。だから、景気が良くなれば社会保障も良くなるわけですね。だから、

景気を良くするというのを、財政出動の中で景気を良くするというのをね、私は言い忘れたんで。

それと、もう1点はですね、本省のですね、本省ってキャリアですね、キャリアの方の副町長よくご存じだと思うんですけども、課長代理か係長さんぐらいで、地元の、いうたらこのね、尾鷲とか東紀州の出身の人がなっておる人がおる。それがAという課におつたらとしたら、その同僚がB、Cのどこにおつて、うちはBを選びたいと思つたら、それを紹介してもらいなさいと、人の絆、つながりの中で、その人が担当じゃなくても、その人のルートで行つてですね、ほかに、政府はこれをですね、横断的に整理するというのを言つてみえるわけなんで、その辺のですね、人脈探しにね、私はかかつていただきたいと思う。課長代理、係長、私は前に言つたとおり、合併特例債は何に使えるかということをお課長代理に言つたら、課長代理はよう答えんだ。係長が答えた。だから、係長が一番仕事するわけですよ。だから、その辺のね、やっぱり人脈、まず人脈をつくらなあかん。どういふ人脈がおるかというのを。

これ国会便覧かな、国会便覧、要覧か、2,000円ぐらいするかな。あれ見たらですね、どこどこの係長ぐらゐまで、ずっと書いてあります。どこどこの出身。今、インターネットもあるんで、そのまずどの人に、いわゆるコネクションを持つていったら良いかどうかということをお、やっぱり探す必要があるんじゃないですか、どう思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ここ出身という話ではないんですが、この辺でですね、三重県に見えて来ていただいている方、またそういった意味では、名古屋の事務所に国交省ならいた方とかですね、そういつたつながりはですね、東京へ出張したときに、その国交省とか、最近、財務省も要望の中に入っているんですが、そういうところへも行かせていただいておりますし、このまち・ひと・しごとの中でもですね、そういうシステムを言われております。

ですから、そういったものも活用して、当町も手を挙げているので、ちょっとそこを企画課長のほうからお話させていただきます。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

先ほど議員さんがおっしゃられたのと少し違うかもわかりませんが、私ども現在、応募しているものがございます。といいますのは、今回のまち、ひと、しごとの創生の関係で、国のほうで地方創生コンシェルジュというものを立ち上げてございます。そのコンシェルジュをどうするかということで、紀北町もすぐに手を挙げさせていただきまして、国のほうへお願いをさせていただいています。

この中身につきましては、これから作成していきます総合戦略等につきまして、国が横断的に紀北町なり、手を上げた市町村の支援をするということで、担当の方ができるようでございます。それも1名じゃなくって紀北町が、例えば、農林水産によって雇用を増やして町を明るくしていくというのであれば、水産の関係の農林水産省の職員。また一方で、空き家とか何かは国土交通省の職員、観光についても国土交通省の職員。それは向こうで選ばれるのですけども、そういう方を紀北町の応援ということで決めていただいて、支援をいただけるという制度がございまして、それにつきまして紀北町も早速、応募をさせていただいております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

課長ね、町民の方が見られておるのでね、地方創生コンシェルジュと言うたでしょう。日本語で言うてください、それを。案内人やけどさ。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

コンシェルジュと一般に言いますと、いろんなことを教えていただいたり、案内していただくということでございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

言うたら知識を持った案内人ということですね。

是非ともその辺のとこのね、アプローチを今からやっておいても遅くないと思うんですね。それについてですね、旅費だとか、そんなものが要ってもですね、それはもう支障ないですわ、遠いところですから。緊密にやってですね、例えば東京へですね、泊まり込み

で行ってでもね、やるべきだと思います。

だから、国は東京一極集中を止めようとしているわけですね。だから金沢なんかおそらく、金沢へ移る企業は相当増えると思うよと、これで。ハブ空港がある。仁川にはハブ港がある。それでサブ空港もある、仁川、韓国のね。だから、ここらをどういうふうにしたらいいかということですね、真剣に考える。町長やっぱり運が向いておるね、本当に絶好のチャンスや。だから、ここら辺のところの努力したらですね、もう達成感が出てですね、達成感が出たら顔の相も変わってくるよ、これ。人間ができてきて。だから、是非とも、副町長、企画課長、総務課長、全課長含めて1つ一丸となってこれに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、空き家バンクについてですね、22%ということで私はお聞きしておりました。この空き家バンクのこれ山梨県と同じで最悪なんですね。山梨県が何で22%になつとるかということは、これ別荘地が空き家になっておるものでこうなっておるわけですね。それで専門家の空き家バンクに対する、いわゆる概念はですね、売買できる空き家、賃貸できる空き家、別荘、その他になっておるわけですね。当町においては、別荘はあるかないかわかりませんが、あってもそうないと思うんです。それでうちの当町では、1と2の売買できる空き家、賃貸できる空き家をですね、空き家バンクに360いくつ登録して、年間十いくつの成約をなされておるといいますから、一番の問題はその賃貸できる空き家、売買できる空き家もさることながら、その他ですね。このその他が大きな問題ですね。そういうのは行方不明、誰のものかわからん。抵当権ついておる。サービスの会社のものになっておる。この辺の調査を徹底的にやらんとですね、先ほど山の話もありましたけども、これは早ければ早い越したことないと思うんですわ。これについてどういうお考えで、これについて対策を練っているんですか。空き家バンクというのは非常に聞こえがええんさ、空き家バンクで、成約しておるのは18件ぐらいでしょう。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、その空き家バンク制度ということはですね、今、議員おっしゃっていただいたようなことなんで、少しお話をさせてください。

平成21年2月から当町では空き家バンク制度を行ってござりまして、これまで16件の成約があつて、内訳は賃貸が9件、売買7件、現在の登録物件は12件で、賃貸については4件、

売買が8件となっております。空き家バンク利用登録者というのは68件おりました、これらについてはですね、22年、23年に臨時の職員をですね、採用いたしまして、自治会長さんの皆さんに協力していただきまして、調査をさせていただいたものであります。これが議員おっしゃった、1、2の部分でございます。

それから、3につきましてはですね、今、議員おっしゃっていただいたんで繰り返になるんですが、高齢のためにですね、施設に入られて留守になったとか、そのあと使う人がいない、建て替えなどの予定なんやけど、まだまだそこまでいかない。所有者に連絡とれない。これも結構多いんですけど。そういう中でございます。これらはですね、防犯とか災害、防災の観点からも大変危ない空き家というんですか、そういうものが増えております。しかし、これは町村会でも毎理事会の度にですね、話になって、それぞれがそれぞれの市町で問題として、大きな問題としてとらえております。

そういう中、国のほうはですね、空き家等対策の推進に関する特別措置法というのがされまして、いろいろ手は出していただいております。しかしながら、今この法律に基づいてしっかりやっていくというのはですね、なかなか難しい部分もあるんで、これは勉強しながら今、その他の空き家という議員おっしゃった部分について、しっかり取り組んでいかなければいけないと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

やはりこれも課題として、非常に全国的に、非常に空き家バンクが増えてきたということですね、その他の部分はやっぱり徹底的に調べるですね、ツール、ツールというのは、資料か。資料とか、法務局へ行きや、町が行けばタダでとれるわけですから、そやから戸籍だとか証書はとれるわけですから、町で把握できると思うんで、これをもう早急にやっていただいて、この対策を練っていただきたい。

まだね、当地方はね、空き家でもね、まだ空き家があってもね、良いほうなんですわ。例えば今、豪雪あるでしょう。豪雪でね、隣の空き家が潰れてですね、自分のところのしにかかってきたらね、これ保険が出ないんですね。自分が保険かけておってもね、出ないような状況もあるわけですよ。

それと、東京あたりの空き家だったらですね、建ぺい率の問題で、そのところですね、家を建てれないわけですね、建ぺい率の問題でね、東京の下町。うちの場合は引本何かの

場合は空き家ほとんど駐車場になってます。潰して。それで6分の1ルール適用が外れるけども、その駐車場の家賃代で賄えるということですね、やっています。そやで365自治体はですね、これに対して対策打ってますか。20年間そこをですね、潰す代わりに貸してくれと、そこを公園にするとか、いろんな方法があると思うんですよ。だから当町に合った空き家の対策をですね、オリジナルのやつをですね、やっぱり5つ、6つ考えてやらんと、空き家バンクをですね、私は全部と言いませんよ、8割ぐらいはクリアできるのじゃないかと、私はそういうふうに思いますけど、どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

うちもですね、本当に喫緊の課題になっているのも事実です。現実には我々も弁護士にですね、相談させていただいているような案件もございます。しかし、特定の個人の所有、また所有者が確定できない。そういう問題もありますんで、それをカバーするのが、この空き家等対策の法律だと思うんです。そういったものも十分勉強してですね、まずそれには議員おっしゃるように危険とか、そういったものの調査も必要だと思います。

そういったものがあって、この法律に関する、特別措置法に関する法律に当てはめたような条例なり、そういうものもつくってですね、進めていかなければいけないのかなと思いますんで、まずは本当にいろいろなところからも、何とかならんのかというような空き家あるのも事実でございます。当町でも。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

町長、いみじくも弁護士とおっしゃったけども、弁護士をかましたらね、お互いがね、もう敵対するわけですよ。弁護士先生は法律に詳しいけども、一般社会情勢には詳しくないんです、この方たちは。やっぱりそうすることによって、その空き家をお持ちの方と接触するのやったら、心と心でつながらなならね、ハッピーにならんじゃないですか。だから、できるだけ弁護士を使わん方法をやらないかん。

使うとしても和解のような形で、簡易裁判所でやるとかさ、すべて弁護士にまかしたってね、弁護士も人間ですからね、弁護士である前に人間やで、弁護士といたって人格者おると私は思わへんよ、弁護士でも。普通の漁師さんでも人格者たくさんおる。山師とし

ても。弁護士より立派な人、彼らは弁護士の知識を持っておるだけのことですよ。だからすぐ弁護士というのは、私は止めておいてほしいと思うけどな、その辺どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ない。何ていうんですか、ちょっと言葉足らずということです。知識を弁護士からいただいて、対応は町が勿論する。はい、そういう意味で議員おっしゃるとおりなんですけど、言葉足らずで申し訳ございません。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

すいません。まだ6分残っていますけども、質問をいろいろしましたんで、平成27年度の予算にですね、町民が喜ぶような予算になることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

東清剛議長

これで、瀧本攻君の質問を終わります。

東清剛議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

なお、近澤チヅル君ほか3名の質問者については、19日の本会議の日程といたします。

東清剛議長

本日は、これで散会いたします。

(午後 2時 23分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 玉津 充